坂 崎 地 区 消 防 車 格 納 庫 等 建 設 工 事

A-01	表紙　図面リスト	B-01	特記仕様書１（解体工事）
A-02	特記仕様書（１）	B-02	特記仕様書２（解体工事）
A-03	特記仕様書（２）	B-03	配置図（解体工事・外構工事・仮設計画）
A-04	附近見取図　配置図　敷地断面図　敷地求積図　面積表	B-04	仕上表　平面図　矩計図　（解体建物）
A-05	平面図	B-05	立面図　断面図　軸組図（解体建物）
A-06	立面図　断面図		小屋伏図　基礎伏図（解体建物）
A-07	基礎伏図　基礎断面図　小屋伏図		備品一覧（撤去処分）
A-08	鉄筋コンクリート構造配筋標準図		
A-09	ホース乾燥塔 詳細図		
A-10	仮設計画図（参考図）		
E-01	電気設備　特記仕様書　凡例　平面図　配置図		
E-02	電気設備　単線結線図面　照明器具姿図		
M-01	機械設備　特記仕様書　配置図		
M-02	機械設備　給排水設備詳細図		
			A3　A2×70.7%縮小

（A2からA3へ　70.7%縮小版）

工事名称 坂崎地区消防車格納庫建設 工事設計図		設計	担当 一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	一級建築士　登録　73286号 箕　浦　眞　司	一級建築士事務所　箕　浦　設　計 三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	図面番号 A ― 01
		訂正				

特記仕様書：　共通事項・仮設工事

1．共通仕様
（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)による。(以下「標準仕様書」という。)による。

（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
電気設備工事の工事仕様書は（ E ／01 ）図、
機械設備工事の工事仕様書は（ M ／01 ）図による。
（3）改修工事を本工事に含む場合は、改修工事は改修工事の工事仕様書を適用する。
改修工事の工事仕様書は（　／　）図による。
（4）受注者は建築基準法第７条の定めによる完了検査（同法第７条の３の定めによる中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料（報告書等）を用意すること。
2．特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項の中で選択する事項（・印の付いたもの）は、⊙ 印の付いたものを適用する。

（3）特記事項に記載の［　．　］内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第２６条（臨機の措置）によって処理されたものとする。
（5）標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。

章	項目	特記事項
① 共通事項	①適用基準等	建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成28年版） 各図面において、（0－00－0）内の数字は適用する上記詳細番号を示す。 工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編　建設大臣官房官庁営繕部監修 ・建築物解体工事共通仕様書同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成24年版） ・　三重県建設副産物処理基準
	②工事実績情報の登録	[1.1.4] 請負代金額が５００万円以上（消費税込み）の元請負人は、工事実績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録するものとする。 なお、登録内容を訂正する必要が生じた場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。 また、変更契約日と工事完了日の間が、１０日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略することができるものとする。
	3 概成工期	[1.2.1] 総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね（　）日前までに支障のない状態まで完了していること。
	4 電気保安技術者	・適用する　[1.3.3]
	⑤施工条件	[1.3.5] ・施工時間　（・指定なし　⊙監督職員と協議　） ・施工順序　（・指定なし　⊙監督職員と協議　） ・工事用車両の駐車場　（・指定なし　⊙監督職員と協議　） ・資機材置場　（・指定なし　⊙監督職員と協議　） ・現場事務所　（・指定なし　・監督職員と協議　） ・建設発生土仮置場　（・指定なし　⊙監督職員と協議　）
	⑥発生材の処理等	[1.3.11] ・引渡しを要するもの（・金属類　・ＰＣＢ含有物　・　） ⊙特別管理産業廃棄物（・廃石綿　・　） ・現場において再利用を図るもの（　） ⊙引渡しを要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成して監督職員へ提出すること。 ⊙引き渡しに要する以外のものには、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資材の有効な利用を促進する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し監督職員に報告する。 （ﾏﾆﾌｪｽﾄA、B2、D、E票を提示し、集計表を提出すること。） ⊙建設副産物情報交換システムの利用 請負者は請負金額が500万円以上の工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出すること。 また、工事完了後にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へ実施報告を行うこと。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。 ⊙特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法第104号　以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、その規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表１又は２．及び３の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。 建設リサイクル法　・対象工事　⊙対象工事外

章	項目	特記事項
① 共通事項		・別表１　建築物に係る解体工事 工程ごとの作業内容及び解体方法 工　程 / 作業内容 / 分別・解体の方法 ・建築設備、内装材等 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・屋根ふき材 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・外装材・上部構造部分 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・基礎、基礎ぐい / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ⊙その他（アスファルト舗装） / ⊙有 ・無 / ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ・別表２　建築物に係る新築工事等（⊙新築　・増築　・修繕　・模様替） 工程ごとの作業内容及び解体方法 工　程 / 作業内容 / 分別・解体の方法 ・造成等 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ⊙基礎、基礎ぐい / ⊙有 ・無 / ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙外装材、上部構造部分 / ⊙有 ・無 / ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙屋根 / ⊙有 ・無 / ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙建築設備、内装等 / ⊙有 ・無 / ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ・その他（　） / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・別表３　建築物以外の物に係る解体工事又は新築工事等（・外構　⊙工作物等） 工程ごとの作業内容及び解体方法 工　程 / 作業内容 / 分別・解体の方法 ・仮設 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ⊙土工 / ⊙有 ・無 / ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ・基礎 / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ⊙本体構造 / ⊙有 ・無 / ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙本体付属品 / ⊙有 ・無 / ⊙手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・その他（　） / ・有 ・無 / ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 手作業・機械作業を併用する理由 建築設備の取り外し（　） 内装材料の取り外し（　） 屋根ふき材の取り外し（　）
	⑦環境への配慮	[1.4.1] 化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDFパーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジブチル及びフタル酸ジエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ５）１）、３）及び４）の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 / 該当する材料 規制対象外 / ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通省大臣認定品 ③次の表示のあるＪＡＳ適合品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料 第三種 / ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通省大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥ０品 ④旧ＪＩＳのＦｃ０品
	⑧材料の品質等	[1.4.2] １）本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾をを受ける。

章	項目	特記事項
① 共通事項		３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 ４）本工事に使用する材料は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、この証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出し承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の監理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認可、認定又は免許を所得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等のの営業体制を整えていること。 ５）製材等、フローリング又は再生木質ボードを仕様する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続性可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督職員に提出すること。 ６）本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「志摩市公共建築物等木材利用方針」に基づく木材を最優先し、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用につとめること。
	⑨建設発生土の処理	・構外搬出適切処理　[3.2.5] ⊙自由処分 ・処分地指定　処分地（　） ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離　8Km
	10 建設汚泥の処理	本工事で建設汚泥が発生する場合は「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（国営計第36号　平成18年 6月12日）、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」（国営計第38号　平成18年 6月12日）に基づき建設汚泥の再生利用を行う。 再生利用の種別　・埋戻し及び盛土材として利用　・ 再生処理方法　・脱水処理　・安定処理（セメント、石灰による改良処理） 要求品質 「建設汚泥処理土利用技術基準について（国営計第41号 平成18年6月12日） 表－４建設汚泥処理土の適用用途標準」における下記の区分とする。 ・第３種処理土　・
	11 化学物質の濃度測定	[1.5.9] 測定室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、報告すること。 測定対象化学物質（●で示したものとする。） 施設用途 / ホルムアルデヒド / トルエン / キシレン / エチルベンゼン / スチレン / パラジクロロベンゼン 学校教育施設 / ● ● ● ● ● ● 住宅 / ● ● ● ● ● その他 / ● ● ● ● ● 報告書提出部数　2　部 対象箇所（・図示　・　） 測定方法　・パッシブ採取による蒸気拡散式分析法　・厚生労働省の標準法 [1.7.1～3][表1.7.1]
	⑫完成時の提出書類	⊙完成図（施工図、施工計画書を除く） ・新規に作成　・既存完成図を修正 記載内容は監督職員と協議する。 完成図ＣＡＤデータ（ＣＤ－Ｒ） ・保全に関する資料 提出　・２部　・ ・施工図（・　・　） 提出　・原図及びその複写図１部　・ ⊙施工計画書（・　・　） 提出　⊙1部　・ 本工事に係る施工図及び施工計画書の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に委譲するものとする。 製作図等で原図として提出が出来ないもの、原図に変わるものとしてよい。 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	⑬設計ＧＬ	⊙設計ＧＬ＝ＢＭ＋　0　mm（現状地盤高は図示）
	⑭騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	⑮設備工事との取り合い	本工事の施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ・図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	⑯工事写真	工事写真の撮り方/建築、及び同/建築設備（建設大臣官房官庁営繕部監修）を参考に撮影する。　提出部数　1　部
	⑰完成写真	撮影箇所数　・外観4面程度 本完成写真の著作者の権利は、発注者に委譲するものとする。 提出内容 ⊙電子データ　1部 画素：長辺で2880ＰＩＸ以上 記録方式：ＲＧＢ（フルカラー）、ＪＰＥＧ最高画質 記録媒体：ＣＤ－Ｒ（ＩＳＯ） ⊙カラープリント　キャビネ版（ 1 ）部 アルバム（大きさ335mm×290mm程度）　・無し　・有り
	⑱事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
	⑲養生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。

章	項目	特記事項
① 共通事項	20 消防提出書類	・消火器の設置届については、電気及び機械設備について設置届が不要な場合は、建築にて設置届を提出するものとする。 ・防火対象物使用開始届については書類作成（建築図面の用意及び建築に関する部分の記述）を行うこと。
	21 主任技術者又は監理技術者の専用を要しない期間	・現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの）期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 ・検査終了後の期間 検査完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。
	㉒官公署その他への届出手続及び検査	a 関係官公署その他への関係機関への必要な届出手続等の種別、手順、時期等を一覧表にしてあらかじめ監理者に提出する。 b 関係官公署その他の立会い検査を必要とするものは、監理者と打合せのうえ、検査を受け、その結果を監理者に報告する。 c bの検査の結果、不合格の個所がある場合は、すみやかに補正し、必要な手続をを行い、その結果を監理者報告する。 d cの補正に直接要する費用は施工者の負担とする。
	23 総合図の作成	・総合図は、施工者が、発注者の直接発注工事を含めた工事の全体概要と相互関係を把握し、工種別施工図の適正化と効率化の為に活用することを目的とする。　工種別施工図に先行して作成し、監理者の承諾を受ける。 ・監理者の指示により、建築工事施工者が元図（平面図、展開図、天井伏図等）を作成する。　設備その他の各関連工事各施工者は、協力して各工事の機器類等を元図に記載し、相互調整をおこなう。 ・施工に関する調整は施工者間で行い、設計図書の調整、発注者の直接発注工事、及び設計変更に関する調整は監理者が行う。
	24　適用区分	・建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速（Vo）　・30　・32　・34　・36 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ ・積雪荷重 建設省告示　第1455号における区域　別表　（　）
	㉕　暴力団等の排除	志摩市暴力団等排除措置要綱　告示173号を遵守し 暴力団等の排除に努め、次の通り必要な措置を講じる事。 (1)　受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと。 (2)　(1) により警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにに発注者に報告する。発注者への報告は文書で行うこと。 (3)　受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合いは発注者と協議を行うこと。
② 仮設工事	①足場	[2.2.4] 足場を設ける場合、[2.2.4](b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」（厚生労働省　平成21年４月「手すり先行工法に関するガイドライン」について（別紙１））における２の（２）手すり据置方式、又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	②監督職員事務所	・設ける　⊙設けない　[2.3.1] 規模(ｍ２程度)　・１０　・２０　・３５　・６５　・１００ 3 監督職員事務所の備品等 種類 / 机・いす / 書棚 / 黒板・白浜 / 掛時計 / 温度計 数量 / 組 / 台 / 個 / 個 / 個 種類 / 長靴 / 雨合羽 / 保護帽 / 懐中電灯 / 衣類ﾛｯｶｰ 数量 / 足 / 着 / 個 / 個 / 個 種類 / 消火器 / 掃除具 / 請負者加入電話・FAX / ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ / 冷暖房機器 数量 / 個 / 個 / 台 / 台 / 台
	④仮設便所	構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる
	⑤工事用水	構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（ ・有償　・無償 ）
	⑥工事電力	構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（ ・有償　・無償 ）
③ 土工事	①埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土の種別　(3.2.3) ・Ａ種　適用場所（　） ⊙Ｂ種　適用場所（　） ・Ｃ種　適用場所（　） 土質（　）受渡場所（　） ・Ｄ種（細粒分（75μm以下）の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。）適用場所（　）
④ 地業工事	1 捨コンクリート地業	捨コンクリートの厚さ　(4.6.4)　⊙60mm　・　(4.6.4)(6.14.1) 施工範囲　(4.6.4)(6.14.1) ⊙基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による（　） 設計基準強度　(4.6.4)(6.14.1)　⊙8N/mm^2　・ スランプ　(4.6/4)(6.14.1)　⊙5cm又は18cm 材料　(4.6.2)　⊙ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上　・　(4.6.2、5) ・施工範囲　(4.6.5) ⊙建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）
	②床下防湿層	

工事名称	特記仕様書（1）	設計	担当	一級建築士　登録　73286号	一級建築士事務所　箕　浦　設　計	図面番号
坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図		訂正	一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	箕　浦　眞　司	三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	A －02

⑤ 鉄筋工事

① 鉄筋の種類 (5.2.1)

鉄筋の種類 (5.2.1)

種類の記号	呼び径(mm)	備考
⊙ SD295A	D10、D13	
・ SD345		
・		

2 溶接金網 (5.2.2)

形状等 (5.2.2)

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)	適用箇所
・溶接金網			
・鉄筋格子			

③ 鉄筋の継手 (5.3.4)(5.5.2、3)

継手方法等 (5.3.4)(5.5.2、3)

部位	継手方法	呼び径 (mm)
柱、梁の主筋	・ガス圧接 ・機械式継手 ・溶接継手	
耐力壁の鉄筋	・重ね継手 ・	
その他の鉄筋 ( )	⊙重ね継手 ・	

耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4)
・図示による ( )
・

継手位置 (5.3.4)
・図示による ( )
・

④ 鉄筋の定着長さ (5.3.4)

鉄筋の定着長さ (5.3.4)
⊙図示による (A-08)
・

⑤ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む） (5.3.5)

最小かぶり厚さ (5.3.5)
⊙図示による (A-08)
・

柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無
・なし
・有り 適用箇所( )
主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する

軽量コンクリートで土に接する部分
・なし
・有り 適用箇所( )
・最少かぶり厚さに加える厚さ ( ) mm
・

耐久性上不利な部分（塩害等を受けるおそれのある部分等）
・なし
・有り 適用箇所( )
・最少かぶり厚さにくわえる厚さ ( ) mm
・

鉄筋相互のあき（機械式継手及び溶接継ぎ手を除く） (5.3.5)
・図示による ( )
・

⑧ 各部配筋 (5.3.7)

各部配筋 (5.3.7)
⊙図示による (A-07)

⑥ コンクリート工事

① コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度 (6.2.1～4)(6.10.1、2)

・普通コンクリート (6.2.1～4)

設計基準強度Fc(N/mm²)	スランプ(cm)	適用箇所
⊙ 21	15	べた基礎
⊙ 18	15	土間
・		

・軽量コンクリート (6.2.1～3)(6.10.1～2)

設計基準強度Fc(N/mm²)	スランプ(cm)	適用箇所
・		
・		

② コンクリートの種別 (6.2.1)

類別 (6.2.1)
⊙ Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
・ Ⅱ類（JIS A 5308に適合したコンクリート）

③ セメント (6.3.1)

種類 (6.3.1)
⊙普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種（普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が７日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする） 使用部位 ( )
・高炉セメントＢ種 使用部位 ( )
・フライアッシュセメントＢ種 使用部位 ( )

④ 骨材 (6.3.1)

アルカリシリカ反応による区分 (6.3.1)
⊙A ・B

⑤ 混和材料 (6.3.1)

・混和剤 (6.3.1)
混和剤の種類 ⊙標準仕様書6.3.1(d)(i)による ・
・混和材 (6.3.1)
混和材の種類 ・標準仕様書6.3.1(d)(ii)による ・

⑥ 気乾単位容積質量 (6.2.3)(6.10.1)

⊙普通コンクリート (6.2.3) ⊙2.3t/m³ 程度 ・

7 軽量コンクリート (6.10.1)

種類 (6.10.1) ・１種 ・２種
適用箇所 ・図示による ( ) ・

8 寒中コンクリート (6.2.1)(6.11.1)

適用期間 ・図示による ( ) ・
・積算温度を基に定める場合
・図示による ( )

⑥ コンクリート工事

9 暑中コンクリート (6.12.2)

構造体強度補正値 ・6N/mm² ・

10 マスコンクリート (6.2.1)(6.13.1、2)

適用箇所 (6.2.1)(6.13.1) ・図示による ( ) ・
セメントの種類 (6.13.2)
・中庸熱ポルトランドセメント
・低熱ポルトランドセメント
・高炉セメントＢ種
・フライアッシュセメントＢ種
・普通ポルトランドセメント
・

混和剤 (6.13.2)
・混和剤
混和剤の種類
・JIS A 6204に適合するＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤

スランプ (6.13.2) ・15cm ・

11 無筋コンクリート (6.2.1)(6.3.1)(6.14.1)

設計基準強度 (6.14.1) ・18N/mm² ・
スランプ (6.14.1) ・15cm又は18cm ・
セメントの種類 (6.3.1) ・普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種
・高炉セメントＢ種
・フライアッシュセメントＢ種
適用箇所 (6.2.1)(6.14.1)
・標準仕様書6.14.1(e)による箇所
・図示による ( )

12 流動化コンクリート (6.2.1)(6.15.1)

適用箇所 (6.2.1)(6.15.1) ・図示による ( )

⑬ ひび割れ誘発目地、打継目地 (6.6.3)(6.8.2)(9.7.3)

目地寸法 (6.6.3)(6.8.2)(9.7.3)
・標準仕様書9.7.3による ・
間隔・位置・形状 (6.8.2)
⊙図示による (A-07)

⑭ コンクリートの仕上り

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5)(6.8.3)

種別	適用箇所
・ A種	
⊙ B種	
・ C種	

15 打増し厚さ（打ち放し仕上げ部） (6.8.2)

・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) (6.8.2)
・20mm ・
・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
・10mm ・20mm ・

⑯ 型枠 (6.8.3)

せき板の材料及び厚さ (6.8.3)
⊙合板 ⊙12mm ・)

・断熱材を兼用した型枠材の使用 (6.8.3)
・MCR工法用シートの使用 (6.8.3)
打増し厚さ ・20mm ・
打増し範囲 ・図示による ( ) ・
スリーブの材種・規格等 (6.8.3)
⊙標準仕様書6.8.3(i)(2)(ⅰ)から(ⅳ)による

⑰ コンクリートの単位水量測定

実施要領
・図示による ( )
・

⑦ 左官工事

1 モルタル塗り (15.2.2、5)

既製目地材 ・設ける 施工箇所 ( ) 形状（※図示 ・)
・設けない
床の目地 ・設ける（工法・押し目地 ・)
・設けない
外装タイル張り下地の下地モルタルの接着力試験 ・適用する
・適用しない

・防水剤
（品質・性能）
建築材料等品質性能表による
（試験方法）
建築材料等品質性能表による

② 床コンクリートの直均し仕上げ (6.2.5)(15.3.2)

下表以外は標準仕様書15.3.2 による

施工箇所	平たんさ(mm)	備 考
・フリーアクセスフロア（支柱調整式）範囲	・1m につき 10 以下 ・	
・		

⑧ 建具工事

1 防火戸 (16.1.3)

・建具表による ・

2 見本の製作等 (16.1.4)

建具見本の製作 ・行う（建具符号: ）
・行わない
建具見本の程度 ・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
・納まり等が分かる程度のもの
特殊な建具の仮組 ・行う（建具符号: ）
・行わない

3 防犯建物部品 (16.1.6)

・適用する（・建具表による ・ ）

⑧ 建具工事

④ アルミニウム製建具 (16.2.2、4、5)（表14.2.1）

性能等級（プレハブ倉庫オプション）
外部に面する建具 ・Ａ種（建具符号：・建具表による ・ ）
⊙Ｂ種（建具符号：・建具表による ・ ）
・Ｃ種（建具符号：・建具表による ・ ）
防音ドアセット,防音サッシ 遮音性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
断熱ドアセット,断熱サッシ 断熱性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）

耐震ドアセット 面内変形追随性の等級（・ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
枠の見込み寸法 ・建具表による ・
表面処理
外部に面する建具 ・B-1種 ・B-2種 ・
皮膜等の種類（・標準仕様書14.2.1による ・ ）
着色（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）
屋内の建具 ・C-1種 ・C-2種 ・
皮膜等の種類（・標準仕様書14.2.1による ・ ）
着色（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）
結露水の処理方法 ・図示 ・
水切り板、ぜん板 ・図示 ・

⑤ 建具用金物 (16.8.2、3)(表16.8.1)

金物の種類・見え掛り部の材質等
・標準仕様書表16.8.1及び適用は建具表による ・
樹脂製建具に使用する丁番 ・標準仕様書表16.8.3による ・
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ・建具表による

⊙錠前類 【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】
（品質）
建築材料等品質性能表による
（性能）
建築材料等品質性能表による

・錠前類 【レバーハンドル】
（性能）
建築材料等品質性能表による

・クローザ類
（品質・性能）
建築材料等品質性能表による
（試験方法）
建築材料等品質性能表による

⑥ 鍵 (16.8.4)

マスターキー ・製作する ・製作しない
その他の鍵 ※各室３本１組 ・
鍵箱 ※有り ・無し

⑦ 軽量シャッター (16.12.2～4)

プレハブ倉庫付属
開閉形式 ⊙手動式 ・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度 ( ) N/m²
スラットの材質
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっき付着量（・Z06又はF06 ・ ）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量（・AZ90 ・ ）
スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形

⑧ ガラス (9.7) (16.14.2～4)（表16.14.1）

・合わせガラス

品種	構成種類	性能
・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・Ⅰ類
・網入磨き合わせガラス	・網入磨き、フロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・Ⅱ-1類・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類

・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	種類	性能
・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・Ⅰ類 ・Ⅲ類
⊙型板ガラス	・型板強化ガラス	

⑨ ユニット及びその他の工事

① 表示 (20.2.10)

区分	材質	寸法・形状(mm)	厚さ(mm)	取付高さ(mm)	備考
・衝突防止表示（・両面 ・片面）	・ステンレス製 ・図示	・30φ ・	・市販品 ・	・図示 ・	
・室名札	・アクリル板 ・	・図示 ・	・5 ・	・図示 ・	
・ピクトグラフ	・アクリル板 ・	・図示 ・	・5 ・	・図示 ・	
⊙各納庫名 駐車禁止表示	⊙カッティングシート	⊙図示 ・	・5 ・	⊙図示 ・	

⑩ 排水工事

① グレーチング (21.2.1)

材質	形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき(付着量)	上面形状
・鋼製	・受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ・桝ふた用 ・U字溝用	・歩行用 ・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	・細目 ・ ・普通目 ・細目	・( ) ・( )	・凹凸形 ・ ・平形 ・
⊙ステンレス製	⊙受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ⊙桝ふた用 ・U字溝用	・歩行用 ・T-2用 ⊙T-6用 ・T-14用 ・T-20用	ー ー	ー ー	・凹凸形 ・ ・平形 ・

（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（荷重試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

2 街きょ、縁石、側溝 (21.3.1、2)(表21.3.1)

街きょ、縁石、側溝

種類	形状、寸法
・縁石	・ 図示 ・
・Ｌ形側溝	・ 図示 ・
・U形側溝	・ 図示 ・
・U形側溝ふた	・ 図示 ・
・	・ 図示 ・

地業の材料 ・標準仕様書4.6.2(a)による ・図示
砂利地業の厚さ ・100 (mm) ・図示
コンクリート基礎等に用いる材料
・標準仕様書6.14により、設計基準強度は18N/mm2 とする。ただし、コンク
・図示
凍上抑制層に用いる材料 ・
砂の粒度試験 ・行う
・行わない

⑪ 舗装工事

1 路床 (22.2.2、3、5)(表22.2.1)

路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン ・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂	・図示 ・
・フィルター層	・砂 ・	・図示 ・

路床安定処理
・添加材料による安定処理
種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントＢ種
・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰 ( ) ・消石灰 ( )
添加量 ・ kg（目標CBR ・3以上 ・ ）
目標CBRを満足する添加量の確認方法
・安定処理土のCBR試験 ・

・ジオテキスタイル
単位面積質量 ・60g/m²以上 ・
厚さ(mm) ・0.5～1.0 ・
引張強さ ・98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・
透水係数 ・1.5×10-1cm/sec以上 ・
試験
砂の粒度試験 ・行う ・行わない
路床土の支持力比（CBR）試験 ・行う ・行わない
路床締固め度の試験 ・行う ・行わない
現場CBR試験 ・行う ・行わない

② 路盤 (22.2.2、3、5)(表 3.2.1)

路盤の厚さ ⊙図示 ・
路盤材料
種類
・砕石 クラッシャラン
粒度調整砕石
⊙再生材 クラッシャラン
粒度調整砕石
・クラッシャラン鉄鋼スラグ
・粒度調整鉄鋼スラグ
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
路盤締固め度の試験 ※行う ・行わない

③ コンクリート舗装 (22.5.2～4、6)(表22.5.1、3)

コンクリート舗装の構成及び厚さ

舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	土間	⊙図示 ・図示	⊙図示 ・ ・70 ・

縁部立下り寸法等 ⊙図示
材料
コンクリート ⊙標準仕様書表22.5.1による ・
早強セメント ・使用する ・使用しない
注入目地材料 ・低弾性タイプ ・高弾性タイプ

目地
種類、間隔、構造 ・標準仕様書表22.5.3及び図22.5.1による ⊙図示

工事名称	特記仕様書（２）	設計	担当	一級建築士 登録 73286号	一級建築士事務所 箕 浦 設 計	図面番号
坂崎地区消防車格納庫等建設 工事設計図		訂正	一級建築士 登録 343711号 箕浦 成図	箕 浦 眞 司	三重県志摩市阿児町鵜方 1229-6 電話 0599-43-0550	A — 03

工事名称	工事種別	用　途	
坂崎地区消防車格納庫等建設工事	新築	消防車庫	
計画地	用途地域	防火指定	その他の区域,地域
志摩市　磯部町　坂崎　地内	指定なし	指定なし	法22条地域

敷地面積	211.41㎡		
建ぺい率	11.42 %	容積率	11.42 %

	申　請　部　分	既　設　部　分	合　　計
建　築　面　積	24.15㎡	－ ㎡	24.15㎡
床　面　積	24.15㎡	－ ㎡	24.15㎡

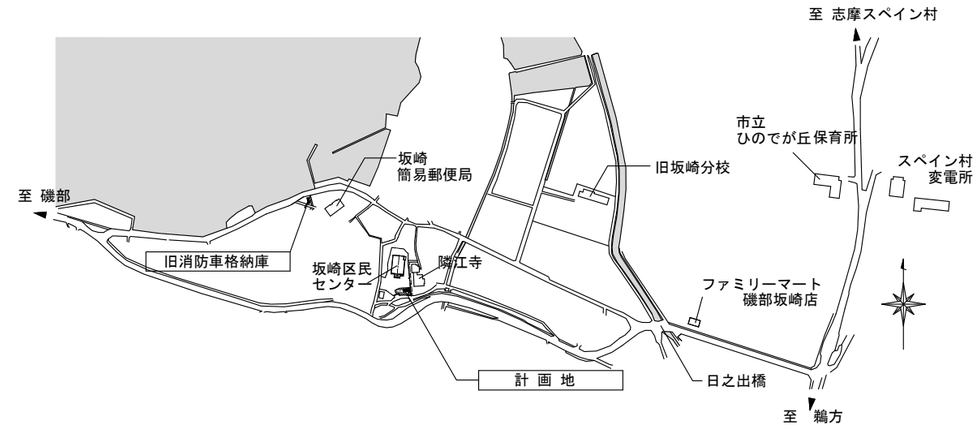

附近見取図　S=1/6000

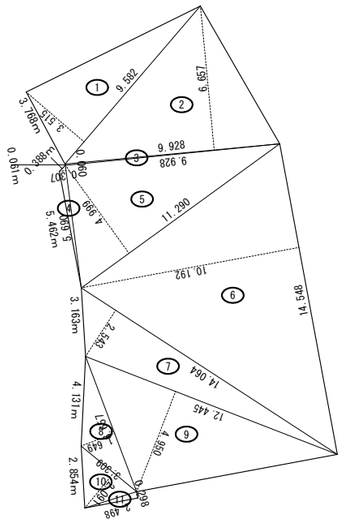

番号	底　辺	高　さ	倍　面　積	面　　積
1	9.582	3.515	33.680730	16.8403650
2	9.928	6.657	66.090696	33.0453480
3	9.928	0.060	0.595680	0.2978400
4	5.690	0.307	1.746830	0.8734150
5	11.290	4.999	56.438710	28.2193550
6	14.548	10.192	148.273216	74.1366080
7	14.064	2.543	35.764752	17.8823760
8	6.657	1.649	10.977393	5.4886965
9	12.445	4.950	61.602750	30.8013750
10	3.309	2.091	6.919119	3.4595595
11	2.498	0.298	0.744404	0.3722020
合　計				211.4171400
敷 地 面 積				211.41 ㎡

接道長さ：3.768 + 0.061 + 0.388 + 5.462 + 3.163 + 4.131 + 2.854 ＝ 19.827 m
→ 19.82m

敷地求積図　S=1/200

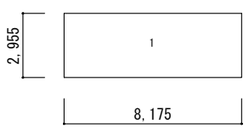

番号	タテ	ヨコ	面　　積
1	2.955	8.175	24.157
	建築面積・延床面積		24.15㎡

面積表　S=1/200

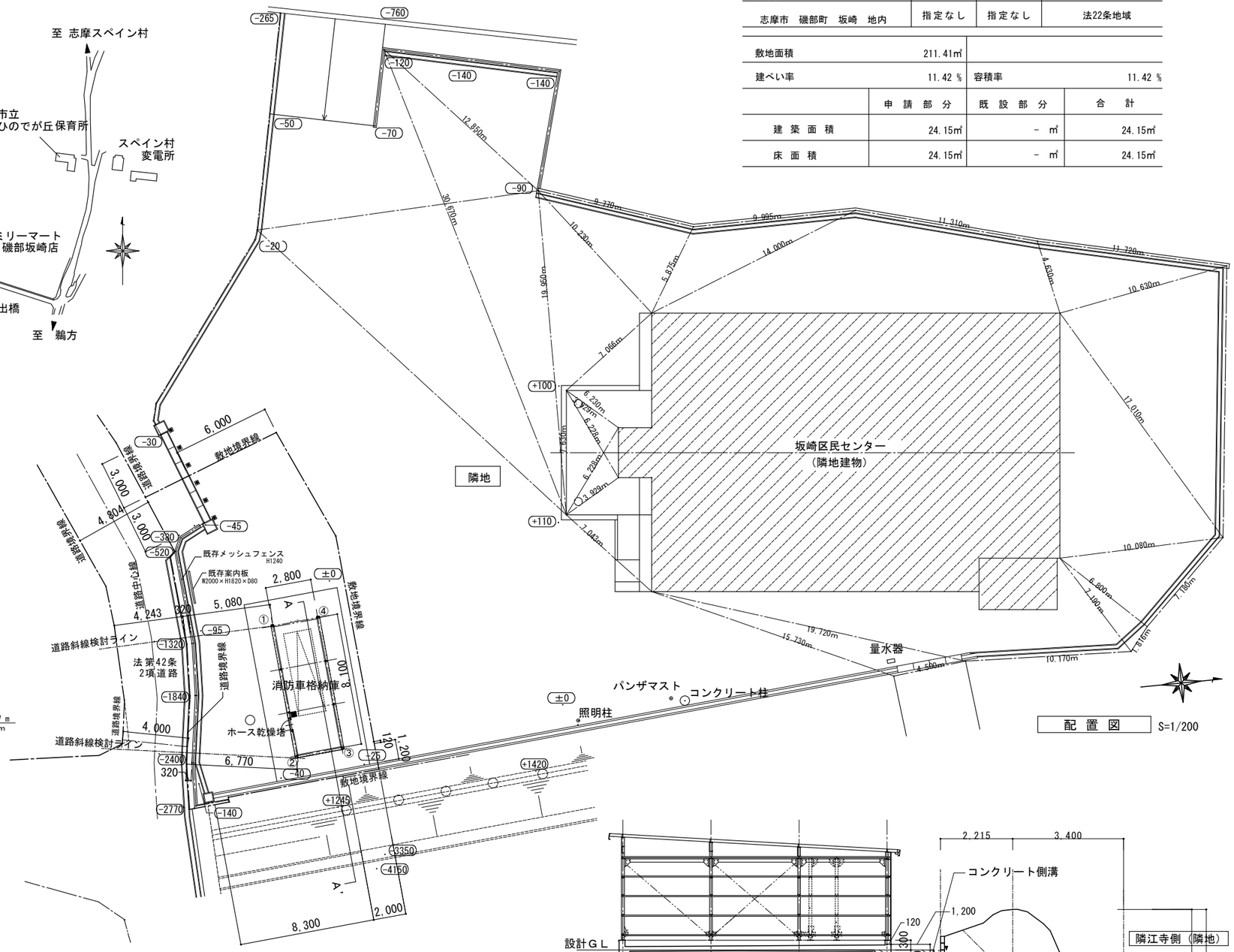

配 置 図　S=1/200

平均地盤面計算表

位置	長さ	高さ	面積
① ②	8.340	0.100	0.8340
② ③	3.125	0.100	0.3125
③ ④	8.340	0.100	0.8340
④ ①	3.125	0.0925	0.2891
計	22.930		2.2696
H＝ 2.2696㎡ /22.93＝ 0.098			

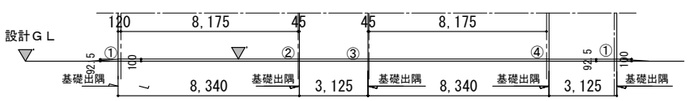

平均地盤面算定図　S=1/100

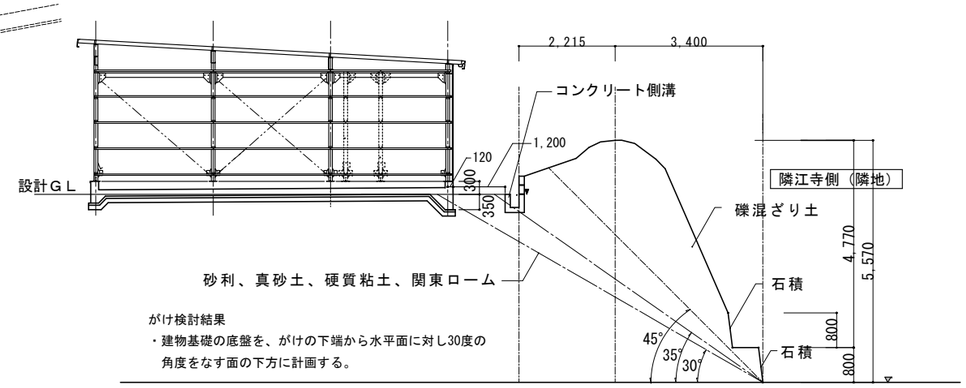

がけ検討結果
・建物基礎の底盤を、がけの下端から水平面に対し30度の角度をなす面の下方に計画する。

A－A’断面図　S=1/100

工事名称	坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図	附近見取図　配置図　敷地断面図	設計	担当	一級建築士　登録　73286号	一級建築士事務所　箕　浦　設　計	図面番号
		敷地求積図　面積表	訂正	一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	箕　浦　眞　司	三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	A ― 04
		A3 A2×70.7%縮小					

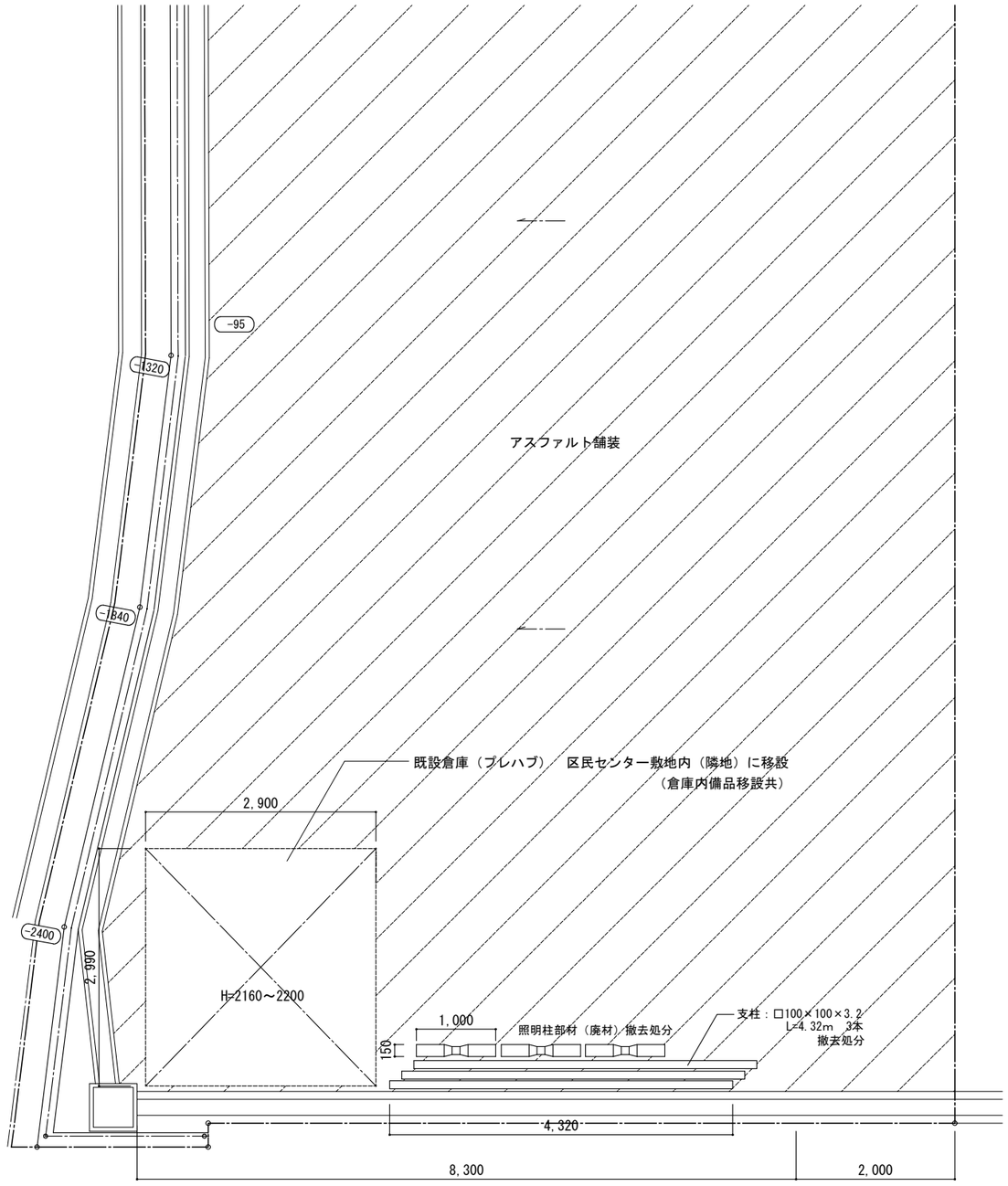

現況平面図　S=1/50

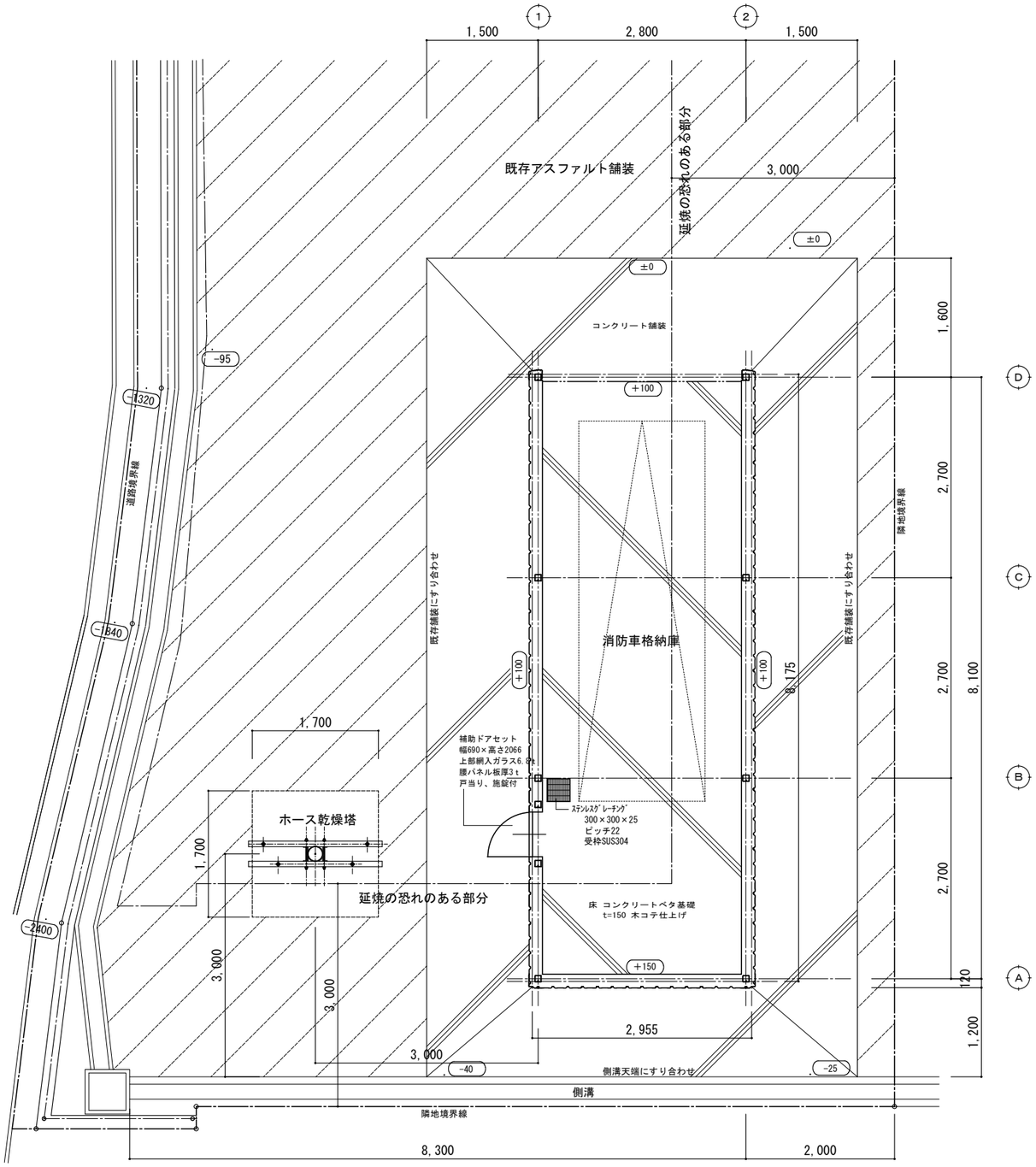

平面図　S=1/50

工事名称	坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図	平面図	設計	担当	一級建築士　登録　73286号	一級建築士事務所　箕　浦　設　計	図面番号
			訂正	一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	箕　浦　眞　司	三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	A－05
		A3 A2×70.7%縮小					

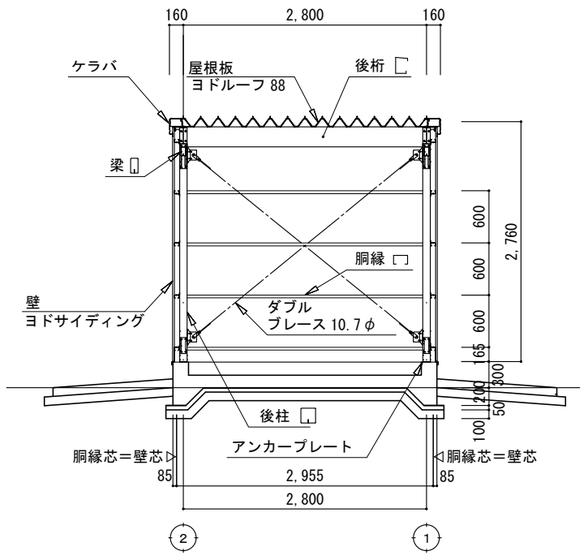

断 面 図 S=1/50

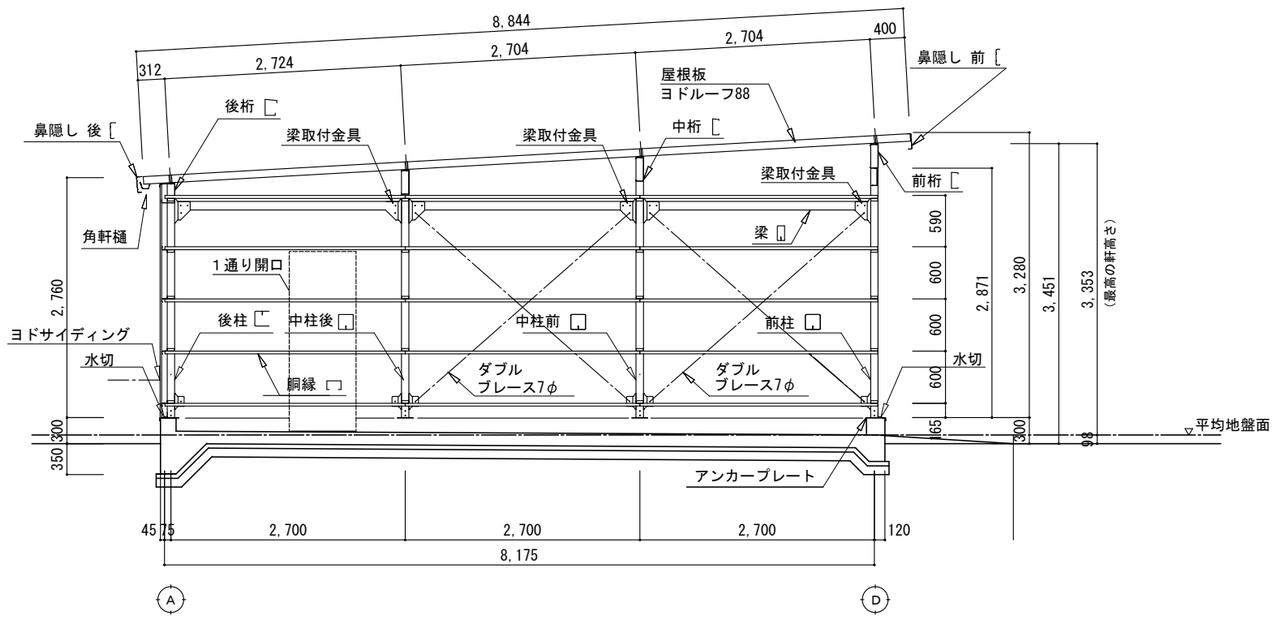

断 面 図 S=1/50

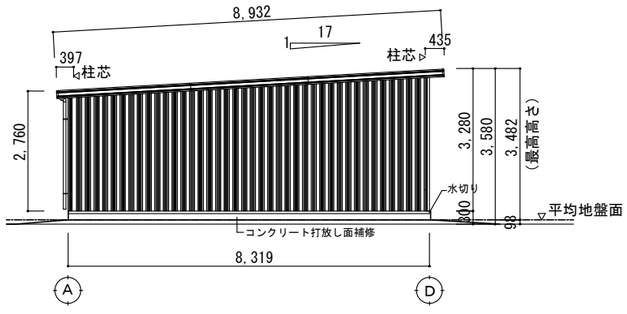

北 立 面 図 S=1/100

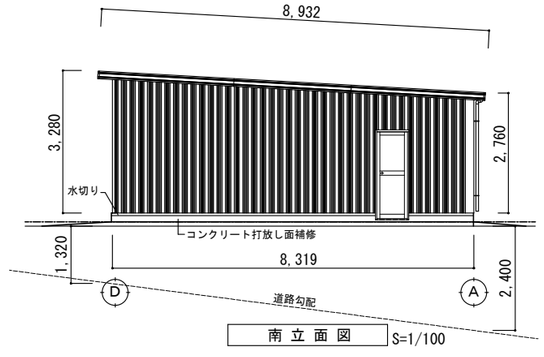

南 立 面 図 S=1/100

屋根板
ヨドルーフ88 0.5t ハイエチレンスーパー付
屋根材：不燃　ＮＭ－8697
断熱材：準不燃　ＱＭ－9849

壁
ヨドサイディング 0.4t
不燃　ＮＭ－8697

（石綿材の使用　なし）

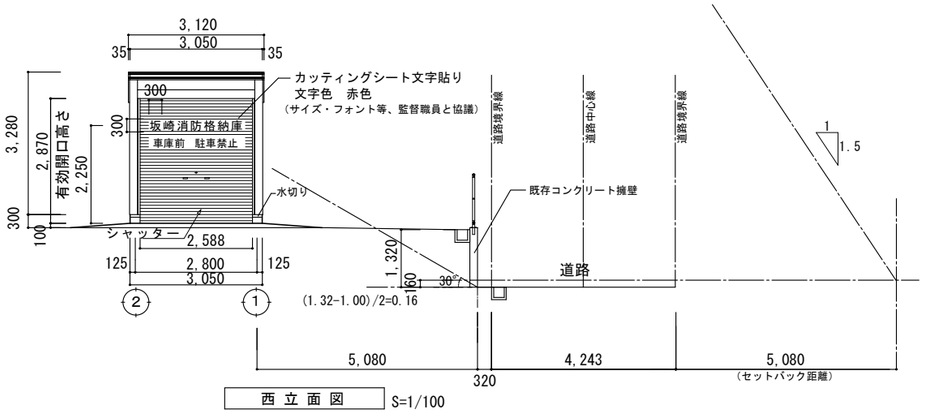

西 立 面 図 S=1/100

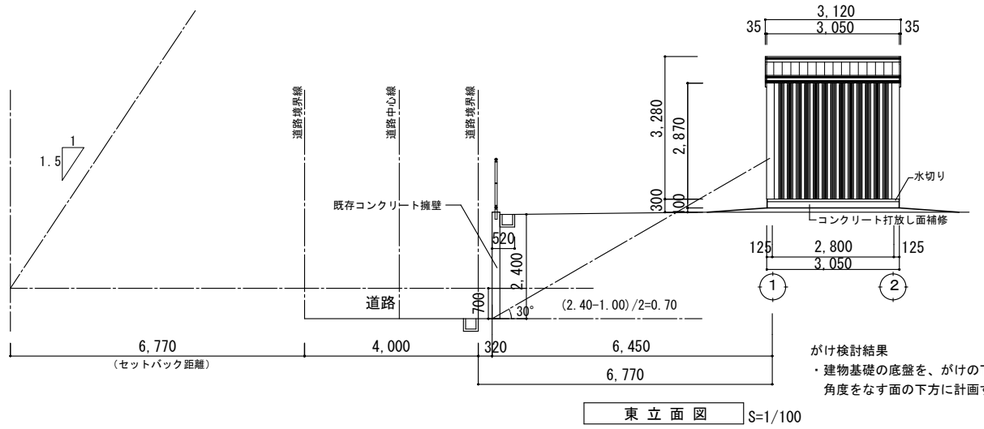

東 立 面 図 S=1/100

がけ検討結果
・建物基礎の底盤を、がけの下端から水平面に対し30度の角度をなす面の下方に計画する。

工事名称 坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図	立面図　断面図	設計	担当 一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	一級建築士　登録　73286号 箕　浦　眞　司	一級建築士事務所　箕　浦　設　計 三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	図面番号 A－06
	A3 A2×70.7%縮小	訂正				

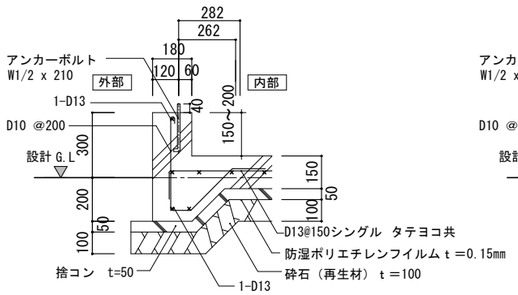

A-A 断 面 S=1/20

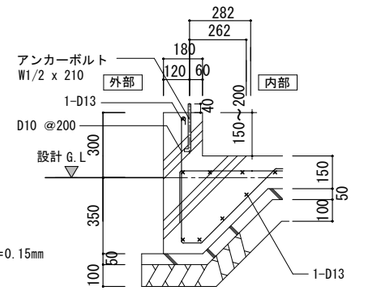

D-D 断 面 S=1/20
（A通り のみ）

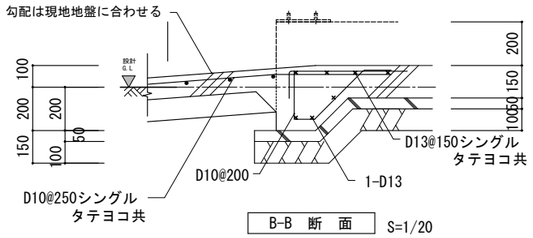

B-B 断 面 S=1/20

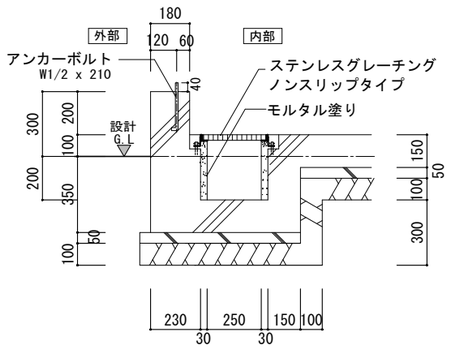

C-C 断 面 S=1/20

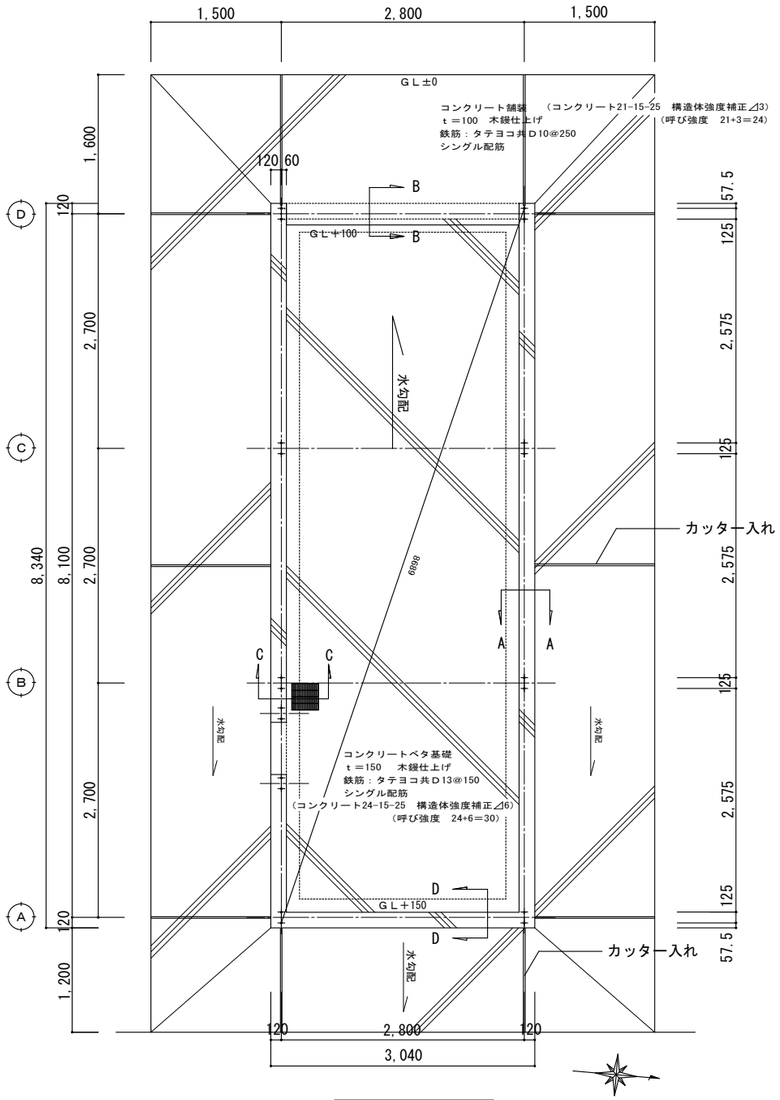

基 礎 伏 図 S=1/50

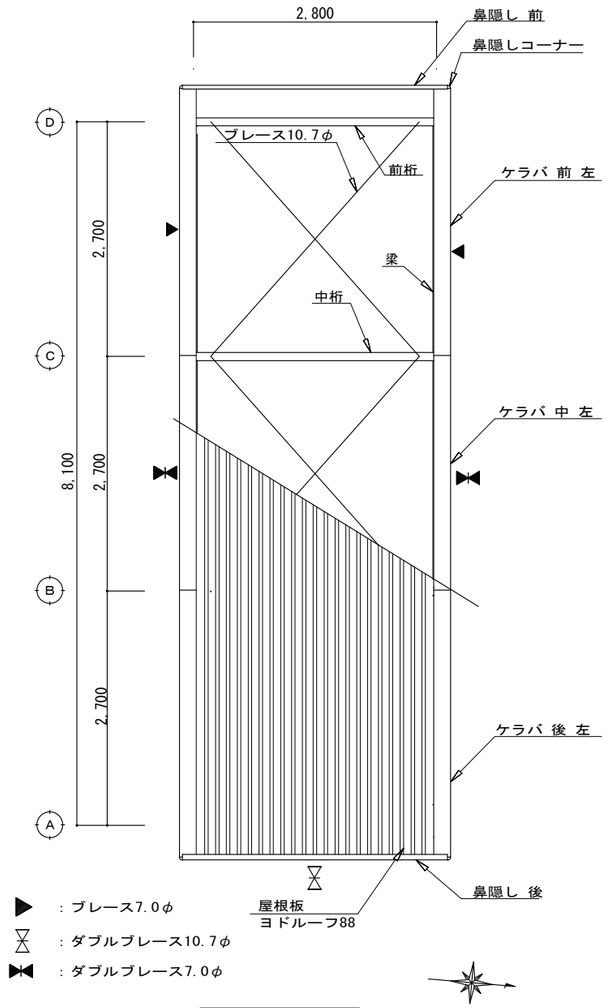

小 屋 伏 図 S=1/50

SOB-3057MD型（単棟）特注（株式会社淀川製鋼所）同等

構造耐力上主要な部分の部材

部材表	形状	板厚	使用材料	有効細長比
柱	□ — 85 x 85	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	102
梁	□ — 100 x 50	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	-
桁（前）	[— 280 x 92 x 25	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	-
桁（中）	[— 280 x 92 x 25	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	-
桁（後）	[— 230 x 150 x 35	1.2mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC	-
ブレース	—	7.0C	JIS G3101 一般構造用圧延鋼材 SS400	-
ブレース	—	10.7C	JIS G3101 一般構造用圧延鋼材 SS400	-
ターンバックル	—	7.0C用	JIS A5541 建築用ターンバックル胴 STKM	-
ターンバックル	—	10.7C用	JIS A5541 建築用ターンバックル胴 STKN400	-
アンカープレート	—	9.0mm	JIS G3101 一般構造用圧延鋼材 SS400	-

構造耐力上主要な部分以外の部材

部材表	形状	板厚	使用材料
胴縁	[— 54 x 33 x 10	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC
屋根	ヨドルーフ88 ハイエチレンスーパー4mm貼り	0.5mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
壁	ヨド角波サイディング800N型	0.4mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
鼻隠し・ケラバ	-	0.6mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
シャッター	-	0.5mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
前板（H）	-	1.0mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
トイ	塩ビ製 角樋	-	-

工事名称	基礎伏図 基礎断面図	設計	担当	一級建築士 登録 73286号	一級建築士事務所 箕 浦 設 計	図面番号
坂崎地区消防車格納庫等建設 工事設計図	小屋伏図	訂正	一級建築士 登録 343711号 箕浦 成図	箕 浦 眞 司	三重県志摩市阿児町鵜方 1229-6 電話 0599-43-0550	A — 07

A3 A2×70.7%縮小

鉄筋コンクリート構造配筋標準図

1．一 般 事 項

（1）コンクリート

◎ コンクリートはＪＩＳ認定工場の製品とし施工に関しては「ＪＡＳＳ５(2003年版)」による。

◎ セメントは、ＪＩＳＲ５２１０の普通ポルトランドセメントを標準とする。

◎ 計画調合は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。

◎ 寒中、暑中コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調合、打ち込み、養生、
管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。

◎ 強度試験供試体（ＪＡＳＳ５Ｔ－６０３）は、現場水中養生とし、採取は打ち込み工程及び
１５０m3につき１回を標準とする。１回に採取する供試体は、適当な間隔において、必要本数採取する。
尚、特別指示なき場合は、１回当り６本以上とし、４週間用に３本とする。

◎ ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ち、床スラブ
においては、コンクリートの自由落下高さは１m以下とする。
打ち込み継続中における打ち継ぎ時間間隔の限度は、外気温が２５℃未満の場合は２．５時間
２５℃以上の場合は２時間以内とする。

（2）鉄 筋

◎ 鉄筋はＪＩＳＧ３１１２の規格品を標準とする。

◎ 鉄筋の施工はＪＡＳＳ５（1997年版）による。

◎ 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは
「鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）（２）」による。

◎ Ｄ１９未満は、すべて重ね継手とする。継手（Ｄ１９以上）をガス圧接とする場合は、日本
圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。

◎ ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施工した圧接した圧接箇所ごと（２００箇所
を越えるときは、２００箇所ごと）に１回行い、１回の試験は５本とする。

◎ 柱の帯筋（ＨＯＯＰ）の加工方法は、□Ｈ型（タガ型）□W型（溶接型）□Ｓ型（スパイラル型）とする。

2．鉄 筋 加 工 、か ぶ り

（1）鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	１８０°	１３５°	９０°	備　考
図	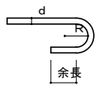	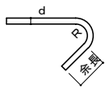	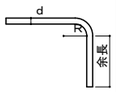	スラブ筋・壁筋の末端部またはスラブと同時に打ち込むＴ形およびＬ形梁のキャップタイにのみ用いる。 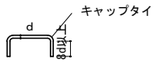
鉄筋の余長	４ｄ以上	６ｄ以上	８ｄ以上 （※４ｄ以上）	
折曲げ内法寸法ＲはＳＲ２３５は３ｄ以上、ＳＤ２９５Ａ、ＳＤ３４５は４ｄ以上				※片持スラブ上端筋の先端

（2）鉄筋中間部の折曲げの形状、鉄筋の折曲げ角度９０°以下

図	使用箇所	鉄筋径ｄ	鉄筋の種類	折曲げ内のりＲ
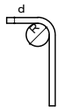	ａ）帯筋 あばら筋 スパイラル筋	各　種	ＳＲ235	３ｄ以上
			ＳＤ295、ＳＤ345	４ｄ以上
	ｂ）スラブ筋 壁筋	φ１６、Ｄ１６以下	各　種	５ｄ以上
		φ１９、Ｄ１９以下		６ｄ以上
	ｃ）ａ）、ｂ） 以外の鉄筋	φ２８以下、Ｄ２５以下		６ｄ以上
		φ３２以下、Ｄ４１以下		８ｄ以上

（3）鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度の範囲（Ｎ／mm²）	定着の長さ：一般（Ｌ２）	定着の長さ：下端筋（Ｌ３）小梁	定着の長さ：下端筋（Ｌ３）スラブ	特別の定着及び重ね継手の長さ（Ｌ１）
ＳＲ２３５	２１．０以上 ２７．０（２４．０）以下	３５ｄフックつき	２５ｄフックつき	１５ｃｍフックつき	３５ｄフックつき
	１３．５以上 ２１．０未満	４５ｄフックつき			４５ｄフックつき
ＳＤ２９５Ａ ＳＤ３４５	２１．０以上 ２７．０（２４．０）以下	３５ｄまたは ２５ｄフックつき	２５ｄまたは １５ｄフックつき	１０ｄかつ １５ｃｍ以上	４０ｄまたは ３０ｄフックつき
	１３．５以上 ２１．０未満	４０ｄまたは ３０ｄフックつき			４５ｄまたは ３５ｄフックつき

（注）（　）内は軽量コンクリートの場合を示す

継　手

１．末端のフックは、定着および継手長さには含まれない。

２．継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。

３．直径の異なる材の継手は、細い材の継手長さとする。　　Ｈ＝１．４ｄ～１．６ｄ

４．直径が２８mm以上の場合は、重ね継手としてはならない。　　Ｌ＝０．９ｄ～１．２ｄ

５．鉄筋径の差が７mmを越える場合は、圧接としてはならない。　　偏心はｄ／１０以下

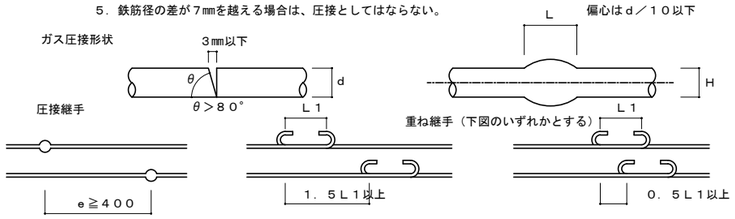

（4）かぶり厚さ

かぶり厚さの最小値（ＪＡＳＳ５．１０．１表）

構造部分の種別 ＼ コンクリートの種類			普通コンクリート	軽量コンクリート
土に接しない部分	床スラブ・屋根スラブ・耐力壁以外の壁	仕上げあり	２０（３０）	２０（３０）
		仕上げなし	３０（４０）	３０（４０）
	柱 はり 耐力壁	屋内（仕上げあり	３０（４０）	３０（４０）
		屋内（仕上げなし	３０（４０）	３０（４０）
		屋外（仕上げあり	３０（４０）	３０（４０）
		屋外（仕上げなし	４０※１（５０）	４０（５０）
	擁　壁		４０（５０）	４０（５０）
土に接する部分	柱・はり・床スラブ・耐力壁・布基礎立上り部		４０（５０）	５０※２（６０）
	基　礎・擁　壁		６０（７０）	７０※２（８０）

かぶり厚さ

（注）

※１．コンクリートの品質および施工方法に応じ，工事監理者の承認を受けて３０mmとすることができる。

※２．軽量コンクリート１種および２種に適用する。

※３．（ ）内の値は日本建築学会の配筋指針案による設計かぶり厚さの標準値である。

（5）鉄 筋 の あ き

異形鉄筋１．７ｄ以上（鉄筋間隔２．７ｄ以上）　丸鋼１．５ｄ以上（鉄筋間隔２．５ｄ以上）
粗骨材の最大寸法の１．２５倍以上かつ２５以上

（6）鉄 筋 の フ ッ ク

ａ．丸鋼

ｂ．あばら筋、帯筋

ｃ．煙突の鉄筋

ｄ．柱、梁（基礎梁は除く）の出すみ部分の鉄筋（右図参照）

ｅ．単純梁の下端筋

ｆ．その他、本配筋標準に記載する箇所

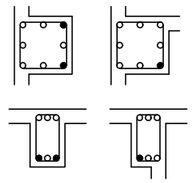

上図の●印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックが必要

3．使 用 構 造 材 料

※建築材料はJIS及びJASの規格品を使用する

（1）コンクリート

※品質基準強度は設計の＋3とする

適用箇所	種　類	設計基準強度Ｎ／mm²	スランプｃｍ	備　考
捨コンクリート	普通	Ｆｃ＝　１８　※	１５	
土間コンクリート	普通	Ｆｃ＝　１８　※	１５	構造体強度補正　⊿3
基礎コンクリート	普通	Ｆｃ＝　２１　※	１５	構造体強度補正　⊿6
単位水量は１８５０Ｎ／m3以下を原則とする。				

（2）鉄　筋

	材　料	径	使用箇所
異形鉄筋	⊠ＳＤ２９５Ａ	Ｄ１０、Ｄ１３、Ｄ１６	梁、スターラップ、スラブ、壁筋
	□ＳＤ３４５	Ｄ１６、Ｄ１９、Ｄ２２、Ｄ２５	床、梁、主筋

4．基 礎 梁

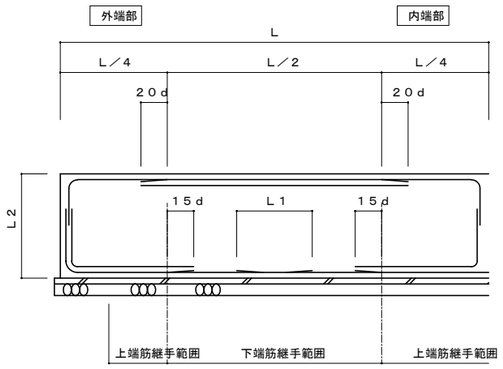

5．型　枠

◘ 材料　　合板厚12m/mを標準とする。　　◘ 施工は JASS5(2003年版)による。

◘ 型枠存置期間

存置期間の平均気温 ＼ セメントの種類 ＼ 部位 ＼ 種類		せき板：基礎、はり側、柱、壁：早強ポルトランドセメント	せき板：基礎、はり側、柱、壁：普通ポルトランドセメント 高炉セメントＡ種 シリカセメントＡ種	せき板：スラブ下、はり下：早強ポルトランドセメント	せき板：スラブ下、はり下：普通ポルトランドセメント 高炉セメントＡ種 シリカセメントＡ種	支柱：スラブ下：早強ポルトランドセメント	支柱：スラブ下：普通ポルトランドセメント 高炉セメントＡ種 シリカセメントＡ種	支柱：はり下：早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントＡ種 シリカセメントＡ種
コンクリートの材令（日）	15℃以上	2	3	4	6	8	１７	２８
	5℃-15℃	3	5	6	１０	１２	２５	２８
	5℃ 未満	5	8	１０	１６	１５	２８	２８
コンクリートの圧縮強度		5.0N/mm²		設計基準強度の50%		設計基準強度の85%		設計基準強度の100%

注）１　片持ばり、庇、スパン ９．０m以上の梁下は、工事監理者の指示による。

注）２　大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として
行わない。

注）３　支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。

注）４　盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。

注）５　支柱の盛りかえは、小ばりが終わってから、スラブを行う。
一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえしてはならない。

注）６　上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示による。

工事名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図	設計	担当	一級建築士　登録　73286号	一級建築士事務所　箕　浦　設　計	図面番号
坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図		訂正	一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	箕　浦　眞　司	三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	A ― 08

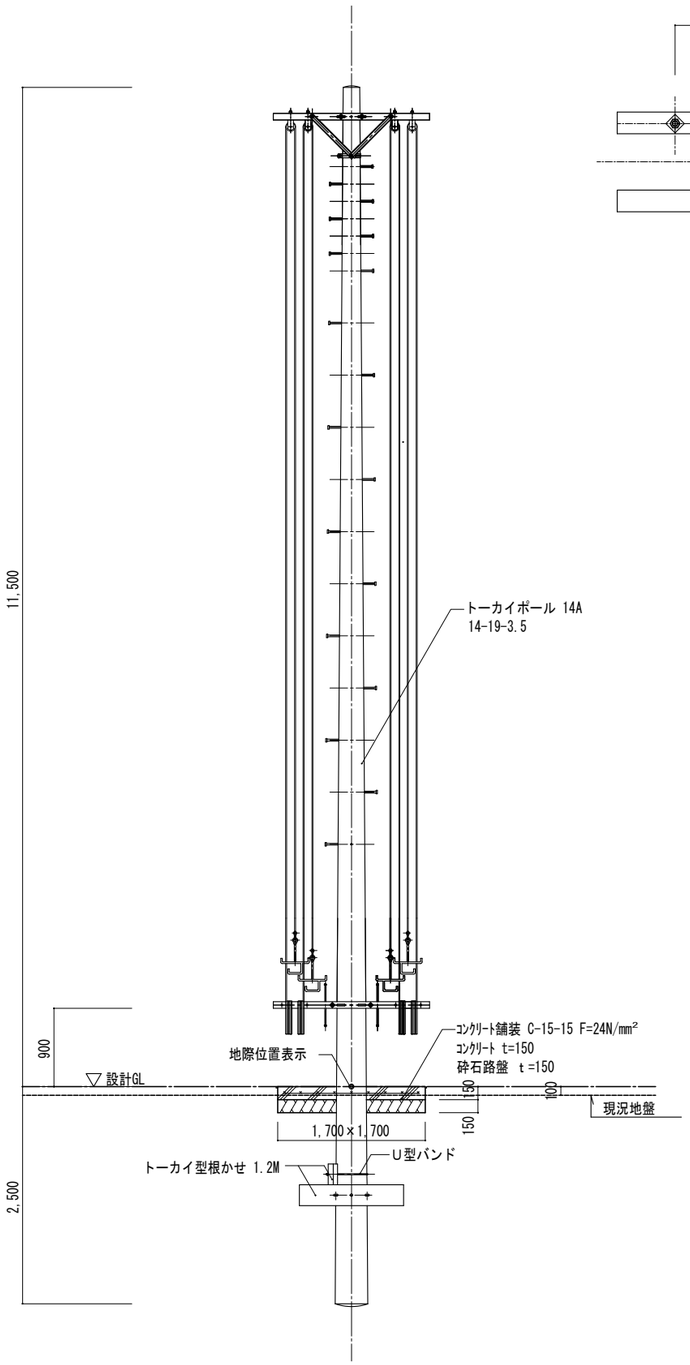

ホースポール詳細図　1／50

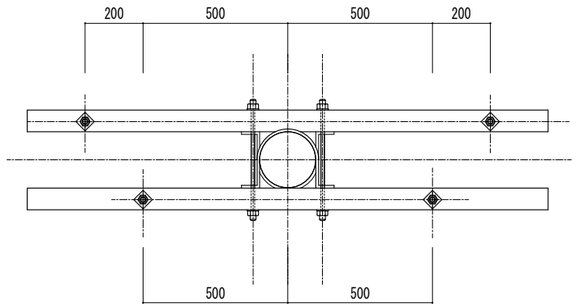

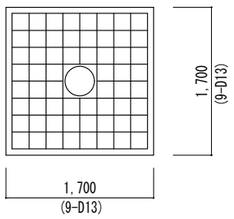

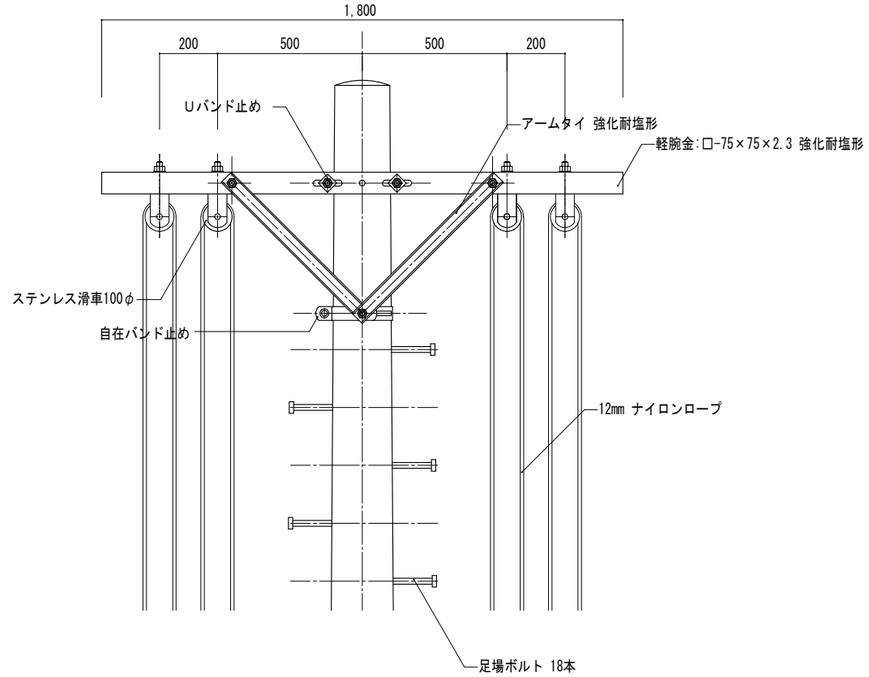

ホースポール　上部　詳細図　1／15

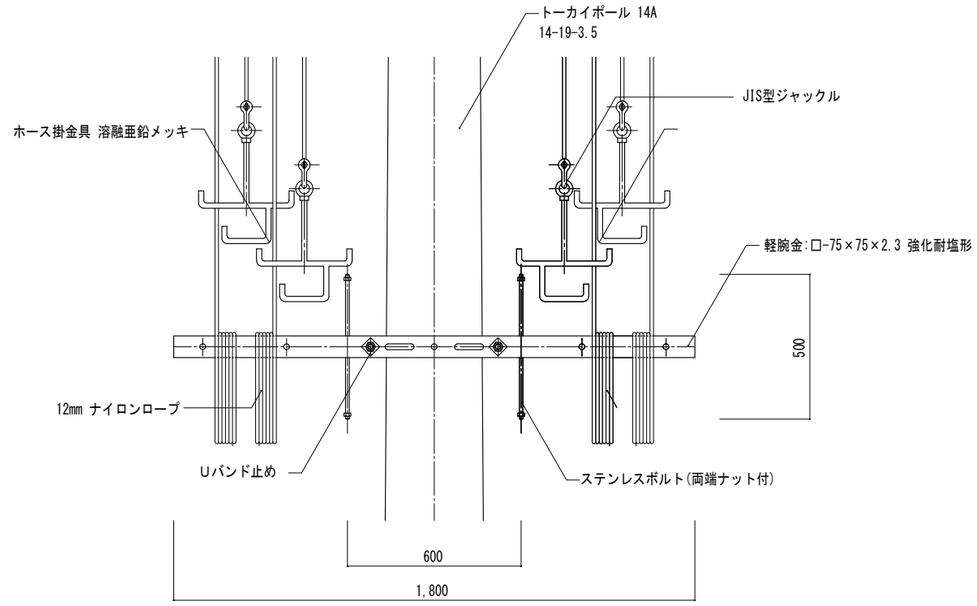

ホースポール　下部　詳細図　1／15

※　各部材の仕様及び取付位置は、再度打合せの後決定する事。

工事名称						
坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図	ホース乾燥塔 詳細図	設計	担当	一級建築士　登録　73286号	一級建築士事務所　箕　浦　設　計	図面番号
		訂正	一級建築士　登録　343711号	箕　浦　眞　司	三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	A ― 09
	A3 A2×70.7%縮小		箕浦　成図			

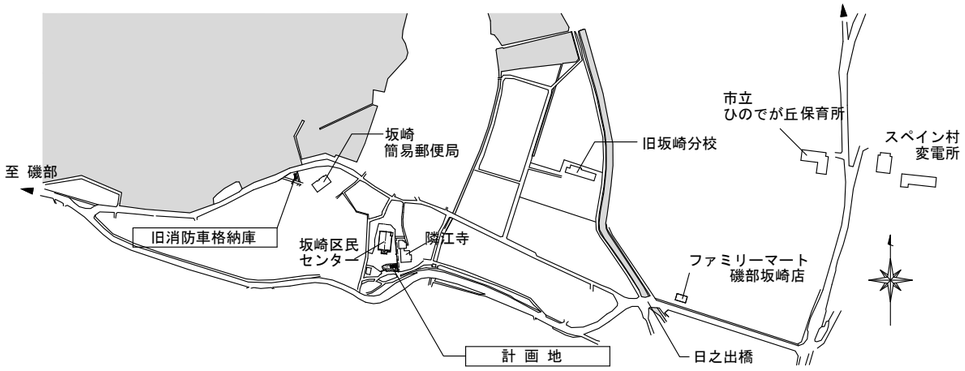

附近見取図 S=1/6000

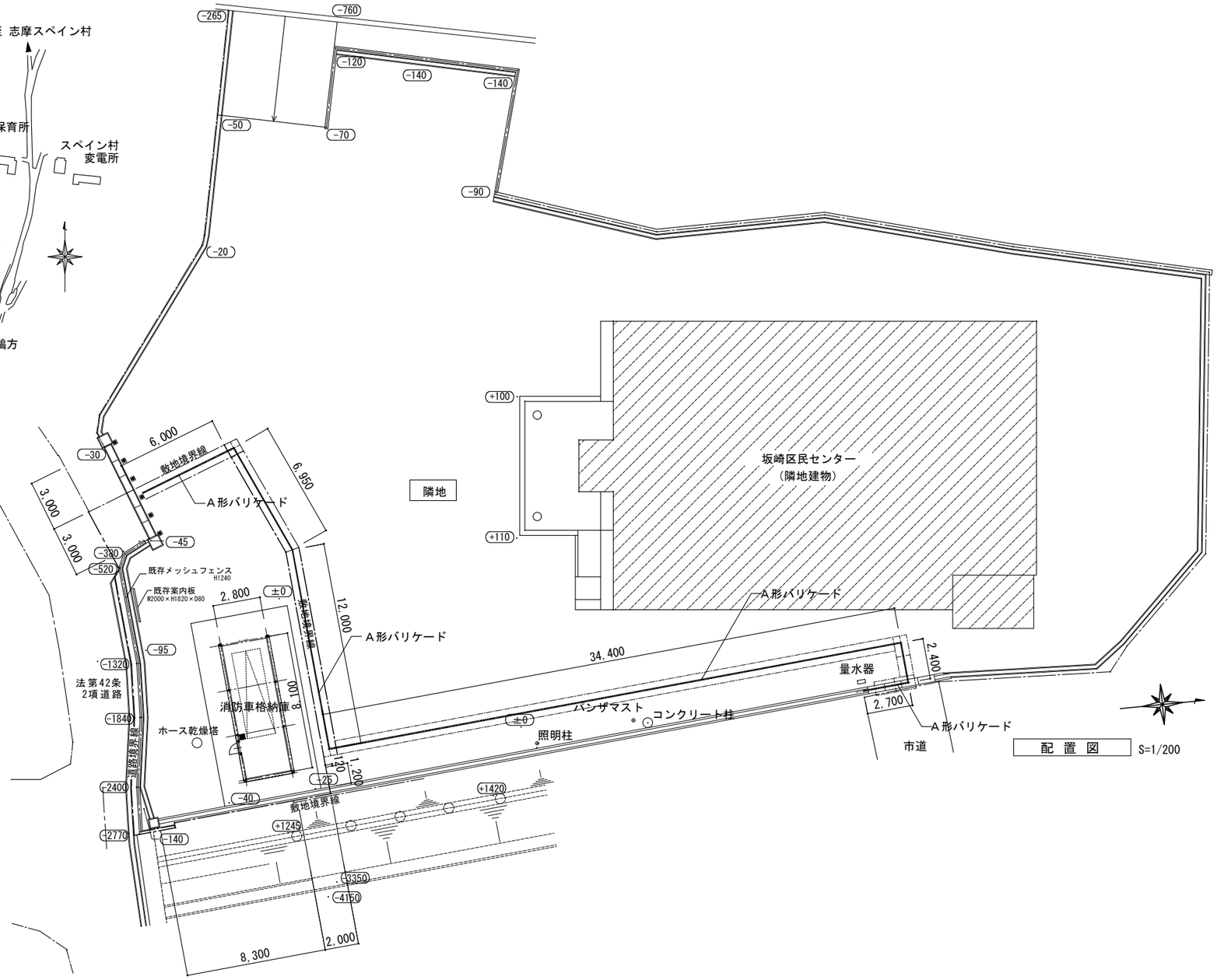

配 置 図 S=1/200

参考図

工事名称	仮設計画図（参考図）	設計	担当	一級建築士 登録 73286号	一級建築士事務所 箕 浦 設 計	図面番号
坂崎地区消防車格納庫等建設 工事設計図		訂正	一級建築士 登録 343711号 箕浦 成図	箕 浦 眞 司	三重県志摩市阿児町鵜方 1229-6 電話 0599-43-0550	A — 10
	A3 A2×70.7%縮小					

電気設備工事特記仕様書

1．施工基準	図面及び特記仕様書に記載のない事項については以下による。 ＊国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版」 「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）最新版」 「電気設備工事監理指針　最新版」 ＊国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針（最新版）」 ＊電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準） ＊所轄電力供給者内規 ＊消防関係法規（所轄署指導要領含む） ＊その他、関連法規、関係諸基準
2．一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督職員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督職員と協議すること。なお設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督職員の指示により手直し施工を行うこと。

凡　　例

記　号	名　　称	
	電　　灯　　盤	
	Ｌ　Ｅ　Ｄ　灯	ライトバー　・　直管
	Ｌ　Ｅ　Ｄ　灯	壁付
	防　犯　灯	引込ポール取付
●	ス　　イ　　ッ　　チ	片切
2E	コ　ン　セ　ン　ト	２Ｐ１５ＡＥｘ２

スッキリポール・スマートタイプ（ボックス付）

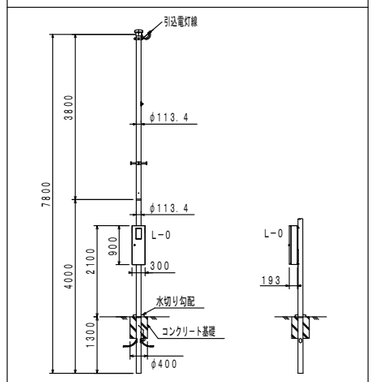

用　途	電灯・防犯灯	
全　長	7．8m	
表面処理	ポール本体	溶融亜鉛アルミニウム系合金めっき後ポリエチレン樹脂被覆
	ボックス	溶融亜鉛めっき鋼板にアクリル系溶剤塗装

パナソニック（株）XDND6278S（Q）相当品

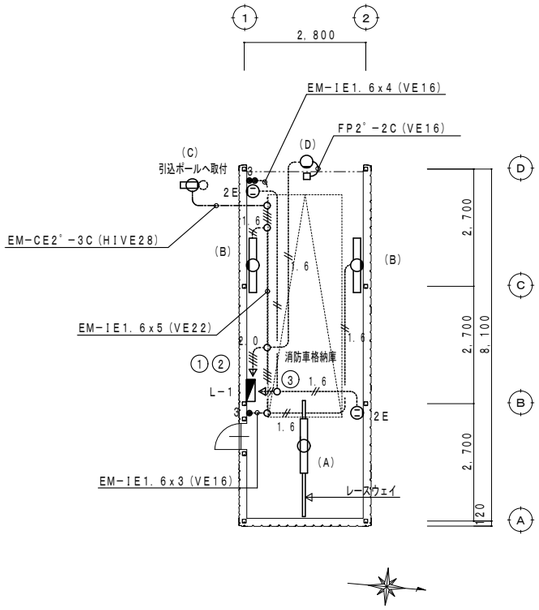

平　面　図　Ｓ＝１／１００

特記なき配線は下記による

1．6	EM-IE1．6x2E1．6　(VE16)
	EM-IE1．6x3E1．6　(VE16)
	EM-IE1．6x4E1．6　(VE16)
2．0	EM-IE2．0x4E2．0　(VE22)

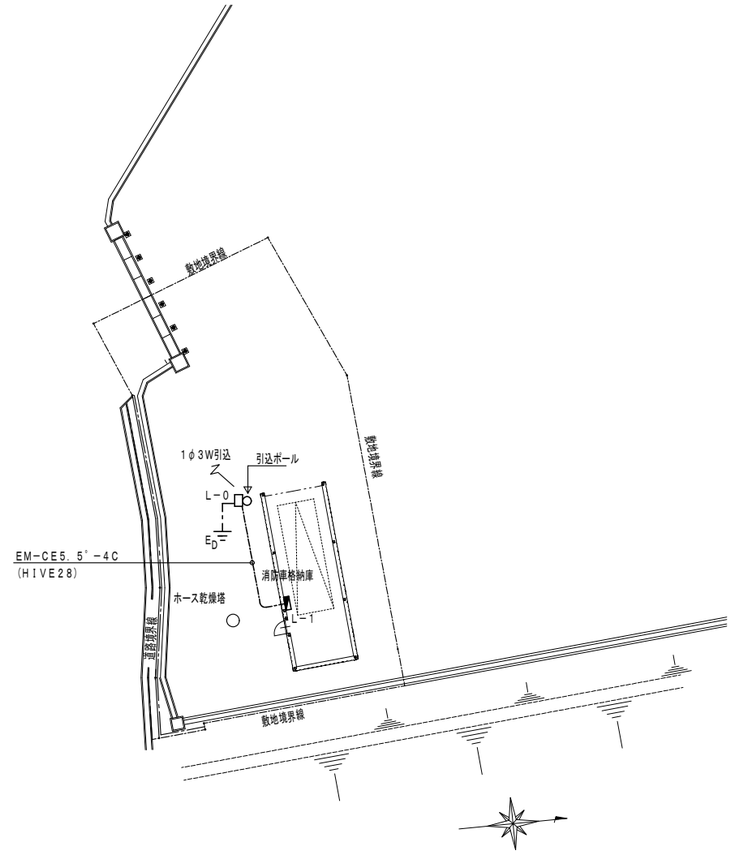

配　置　図　Ｓ＝１／２００

工事名称	特記仕様書　凡例　平面図　配置図	設計	担当	一級建築士　登録　73286号	一級建築士事務所　箕　浦　設　計	図面番号
坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図		訂正	一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	箕　浦　眞　司	三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	E－01

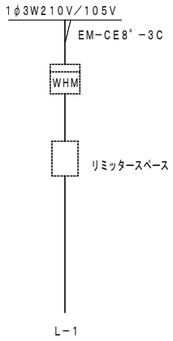

L － 0

（引込ポール取付型）

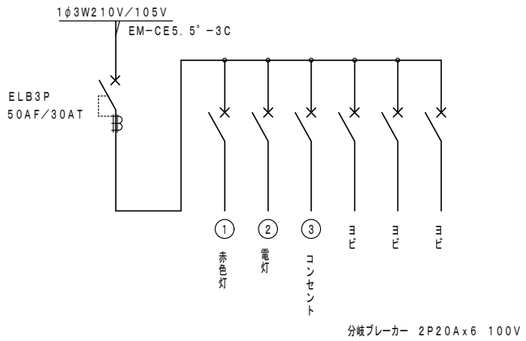

L － 1

（メーカー標準品
樹脂製・扉付）

照 明 器 具 姿 図

(A)	LED40形Dスタイル W150	(B)	LDL40W×1 片反射笠付
	 ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命：40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 LSS9-4900LMLE9		 反射笠：亜鉛鋼板（クロムフリー・ホワイト） 光源寿命40000時間
(C)	LED防犯灯 蛍光灯FL20形相当	(D)	LED赤色灯 防雨型
	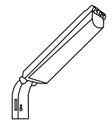 前面パネル：アクリル 防雨型、明るさセンサ内蔵 電力会社申請入力容量9．0VA 光源寿命60000時間（光束維持率70%）		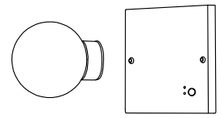 電池内蔵型（ニッケル水素蓄電池） 一般型（30分間） 電源部分離タイプ・直付型 光源寿命60000時間

工事名称 坂崎地区消防車格納庫等建設 工事設計図	単線結線図面 照明器具姿図	設計 訂正	担当 一級建築士 登録 343711号 箕浦 成図	一級建築士 登録 73286号 箕 浦 眞 司	一級建築士事務所 箕 浦 設 計 三重県志摩市阿児町鵜方 1229-6 電話 0599-43-0550	図面番号 E ― 02

機械設備工事特記仕様書

1 工事名称	坂崎地区消防車格納庫等建設
2 工事場所	志摩市磯部町坂崎地内
3 工事概要	平屋建
4 施工基準	最新年度版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書その他関係法令による。電気設備技術基準、所轄電力会社規定、水道事業者規定、及び消防関係法規（所轄署指導要綱含む）に準拠する事とする。
5 一般事項	工事詳細については本設計図書、仕様書による他上記各施工基準に準拠し監督職員指示の下に入念かつ誠実に施工するものとする。設計図書の誤記、記載漏れ又図面上納まりの不明な事に起因する問題点、疑義についてはその都度監督員と協議する。又材料の不足等がある場合で施工上、技術上当然必要と認められるものについてはこれを請負工事範囲内で補足するものとする。施工途上に於て必要のある時は工事に支障のない範囲で監督職員の承諾を受け機器の取付、配置及び配管配線の方法等について軽微な変更が出来るものとする。他工事との取り合いについては監督職員の指示に従い予め各関係請負者間に於て慎重に協議し工事の円滑な進渉に支障のないように配慮すること。
6 施工図	請負者は施工に先立ち詳細施工図を作成し監督職員と打ち合わせを行うこと。
7 施工検査	１ 施工の検査は、一工程が完了した後、請負者が検査し、設計図書に指定された通りであることを確認の上、一部施工報告書を提出し監督職員が適時検査を行う。 ２ 作業以前又は作業中に検査、確認しなければ施工後では検査確認が困難なものは検査を行う、尚止むを得ず検査が出来ない場合は写真等により施工があやまりでないものであることを証明できる資料を提出すること。
8 諸手続	工事に伴う関係官公庁、電力会社等への諸手続きは請負者がこれを代行し、これに要する必要経費についても一切を負担すること。
9 使用材料	工事に使用する諸材料、機器等については予めその現品、カタログ製作図その他諸材料を届ける事。
10 工程表	関連業者間にて充分協議し工事工程表、月間工程表を作成し届けること。
11 完成図書	工事完成の上は各種の試験、検査を受け、許可証、検査済み証、成績表、工事写真、日報、材料検収簿、竣工写真、竣工図、取扱説明書等とりまとめ提出すること。
12 工事項目	機械設備工事 １ 給水設備工事 一式 （設計図面参照） ２ 排水設備工事 一式 （設計図面参照）
備考	

図 示 記 号

記 号	名 称
――――	給 水 管
――――	排 水 管
⊠	給 水 栓
⋈	弁 類
⊡	埋 設 鋲

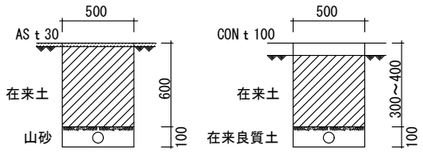

標準掘削断面（給水管）
NOSCALE

標準掘削断面（排水管）
NOSCALE

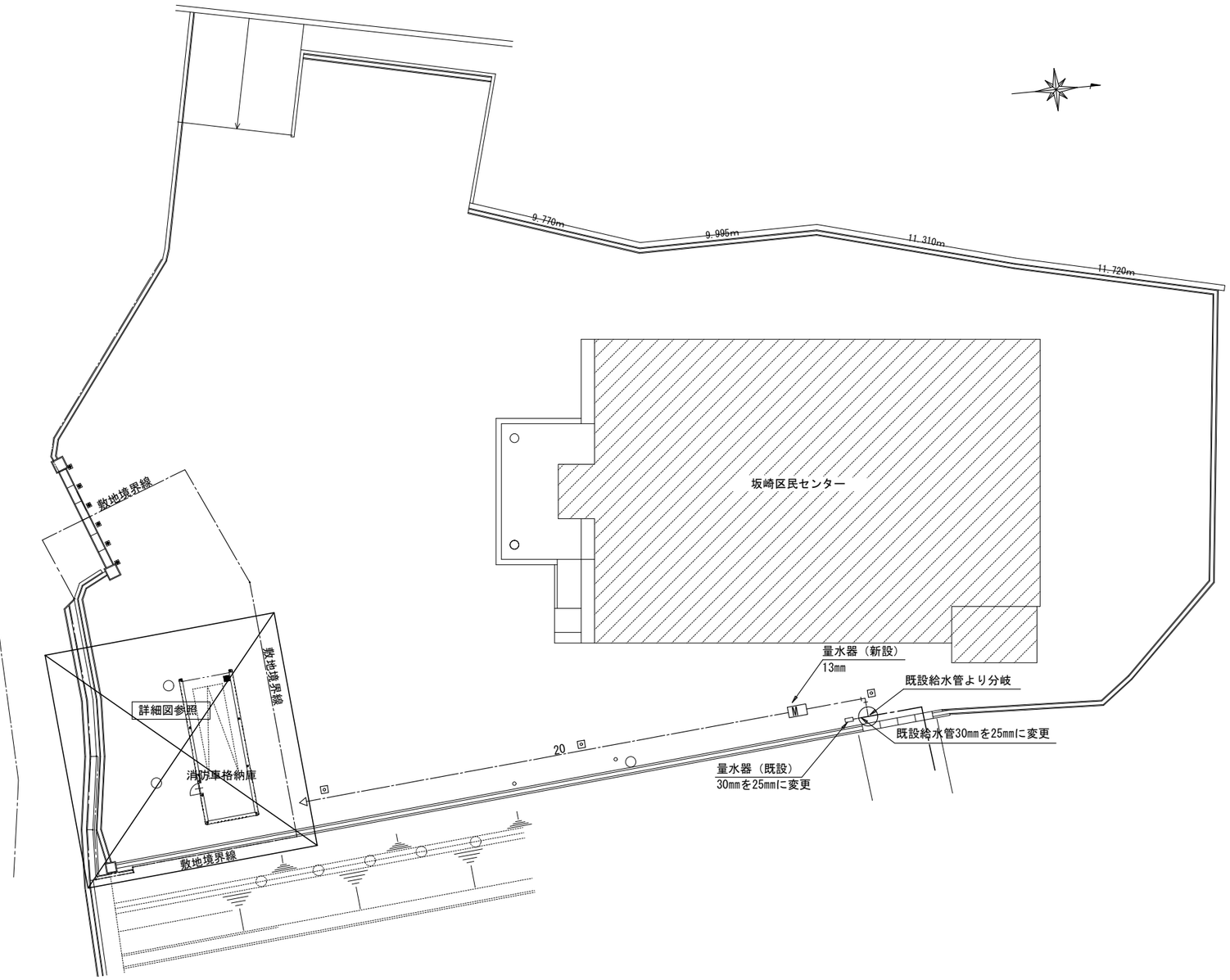

配 置 図 S=1/200

工事名称	坂崎地区消防車格納庫等建設 工事設計図	特記仕様書 配置図	設計 / 訂正	担当 一級建築士 登録 343711号 箕浦 成図	一級建築士 登録 73286号 箕 浦 眞 司	一級建築士事務所 箕 浦 設 計 三重県志摩市阿児町鵜方 1229-6 電話 0599-43-0550	図面番号 M－01

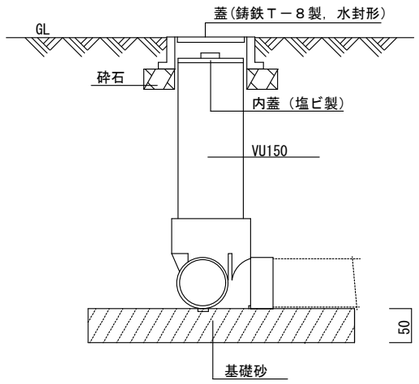

小口径桝詳細図
（参考図）

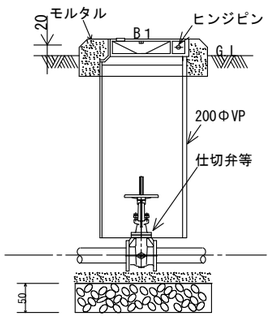

仕切弁きょう詳細図
（参考図）

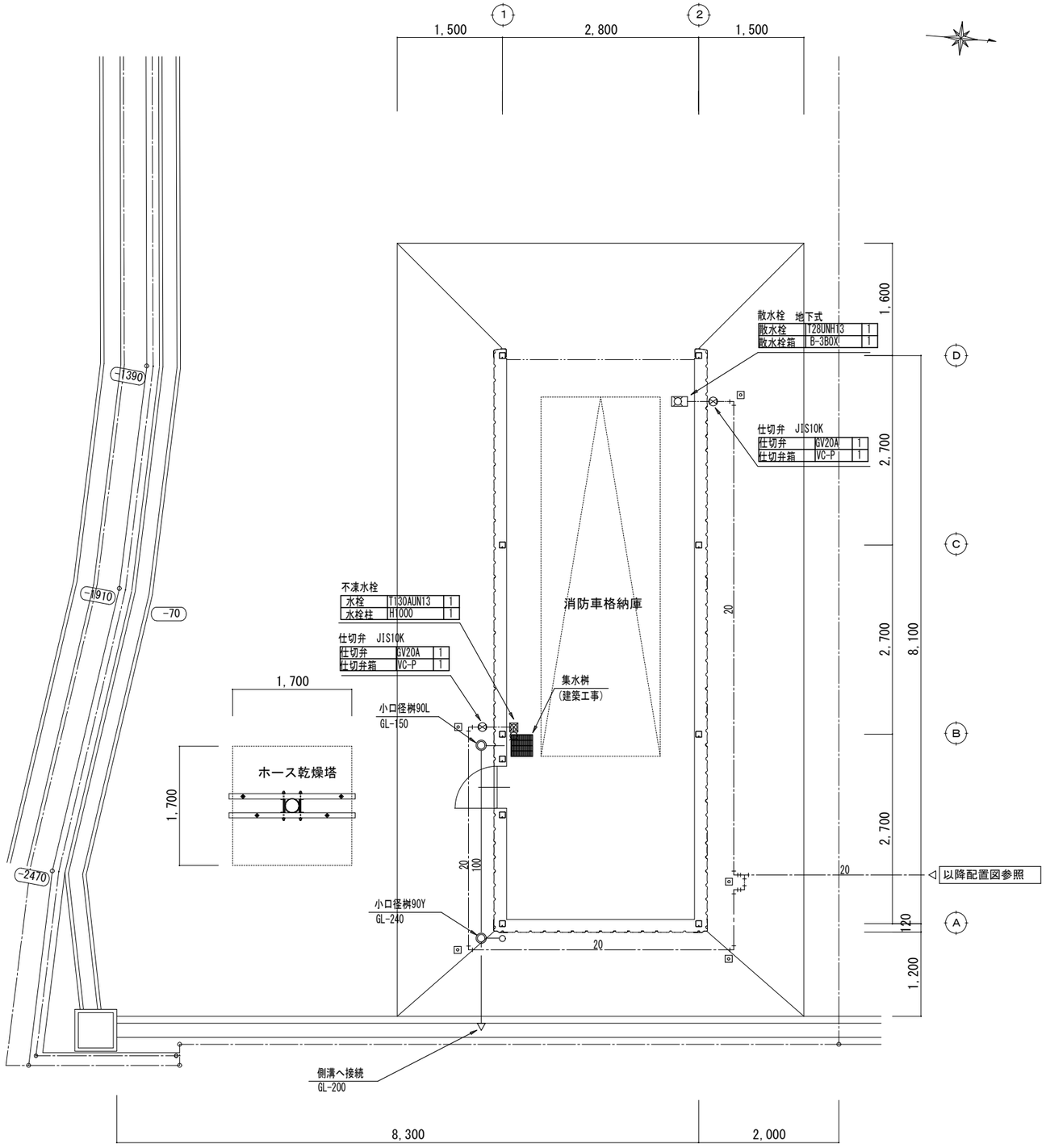

平　面　図　S=1/50

工事名称	給排水設備詳細図	設計	担当	一級建築士　登録　73286号	一級建築士事務所　箕　浦　設　計	図面番号
坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図		訂正	一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	箕　浦　眞　司	三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	M－02

解　体　仕　様　書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　　志摩市　磯部町坂崎　地内

2．対象建物　　消防車格納庫（一部控室）　ホース乾燥塔

3．工事種目　　解体工事

4．工事内容　　消防車格納庫解体　整地

5．工事範囲　　配置図参照

Ⅱ　建築解体工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書及び「建築物解体工事共通仕様書（平成24年度）」（以下、「解体共通仕様書」という。）により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」（以下、「改修標準仕様書」という）「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版）」による。
また、解体共通仕様書中「請負者」とあるのは、「受注者」と読み替えるものとする。

（2）改修工事を本工事に含む場合は、各改修仕様書を適用する。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項の中で選択する事項（・印の付いたもの）は、⊙ 印の付いたものを適用する。

（3）特記事項に記載の[解　　]内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[改　　]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[標　　]内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第２６条（臨機の措置）によって処理されたものとする。

章	項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	①適用基準等	工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編　建設大臣官房官庁営繕部監修 三重県建設副産物処理基準
	②工事実績情報の登録	[解1.1.4] 請負代金額が５００万円以上（消費税込み）の元請負人は、工事実績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録するものとする。 なお、登録内容を訂正する必要が生じた場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。 また、変更契約日と工事完了日の間が、１０日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略することができるものとする。
	③工事の記録	工事写真　[解1.2.3]
	4 電気保安技術者	・適用する　[解1.3.3]
	⑤施工条件	⊙施工時間（⊙監督職員と協議）[解1.3.5] ⊙施工順序（⊙監督職員と協議） ⊙工事用車両の駐車場（⊙監督職員と協議） ⊙資機材置場（⊙監督職員と協議） ⊙現場事務所（⊙監督職員と協議）
	⑥発生材の処理等	発注者に引渡しを要するもの　[解1.3.10] ・金属類 ・ＰＣＢ含有物（５章　３～４項参照） ・引渡しを要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成して監督職員へ提出すること。 ⊙引き渡しに要する以外のものには、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資材の有効な利用を促進する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し監督職員に報告する。 （ﾏﾆﾌｪｽﾄA、B2、D、E票を提示し、集計表を提出すること。）
	⑦騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	⑧近隣との折衝	工事の施工に当たっての近隣との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。 （1）地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。 （2）工事に関して、第三者から説明の要求または苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。
② 仮設工事	①騒音・粉塵等の対策	⊙騒音、粉塵等の対策　[解2.2.1] ・防音パネル　⊙防音シート　・メッシュ金網、養生シート等 設置範囲及び高さ ⊙図示　・仮設計画　及び立面図　（参考図） 足場　⊙くさび緊結式足場 足場を設ける場合、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　平成21年４月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」（厚生労働省　平成21年４月「手すり先行工法に関するガイドライン」について（別紙１））における２の（２）手すり据置方式、又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	②監督職員事務所	・設ける　[解2.3.1] ・構内既存建物の一部を使用する。 ・構内に新設する。 規模（m２程度）　・１０　・２０　※３５　・６５　・１００ ⊙設けない
③ 解体施工	1 杭の解体	杭の解体　・行う　・行わない　[解3.8.2] 杭の解体工法　・引抜き工法　・破砕による解体
	2 樹木等	樹木の伐採抜根及び移植　[解3.9.1] ・行う　・行わない
	③地下埋設物、埋設配管	地中埋設物及び埋設配管の解体　[解3.10.1] ⊙行う　・　行わない
	④解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土　[解3.11.1]　[標表3.2.1] ⊙行う（各層30cm程度毎に締め固めること） 整地高さ　⊙現状ＧＬ　・　図示 種別 ⊙Ａ種　⊙Ｂ種　⊙Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土 Ｃ種の場合 「建設発生土情報交換システム」を活用し、以下の土質の土とする。 発生土利用基準（国営計第59号平成18年８月10日） 表－３　適用途標準（１）・第１種、第２種、第３種　・ Ｄ種の場合 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により、六価クロム溶出試験を行う。 建設汚泥から再生した処理土の場合 「建設汚泥処理土利用技術基準について（国営計第41号 平成18年6月12日）表－４建設汚泥処理土の適用用途標準」における下記の区分とする。 ※第３種処理土　・ ⊙　図示参照（配置図）
④ 建設廃棄物の処理	①発生材の処理等	注）以降４章及び５章に示す内容については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、提示する施設と異なる場合は、監督職員と協議する。 ⊙建設副産物情報交換システムの利用 請負者は請負金額が500万円以上の工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出すること。 また、工事完了後にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へ実施報告書を行うこと。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。 ⊙特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法第104号　以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、その規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表１又は２，及び３の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。 建設リサイクル法　⊙対象工事　・対象工事外 ・別表１　建築物に係る解体工事 工程ごとの作業内容及び解体方法 工　程 ／ 作業内容 ／ 分別・解体の方法 ⊙建築設備、内装材等 ／ ⊙有 ・無 ／ ⊙手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・屋根ふき材 ／ ・有 ・無 ／ ・手作業 ・手作業と機械作業の併用 ⊙外装材・上部構造部分 ／ ⊙有 ・無 ／ ・手作業を主 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙基礎、基礎ぐい ／ ⊙有 ・無 ／ ・手作業を主 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙その他（ アスベスト含有成形版 ） ／ ⊙有 ・無 ／ ⊙手作業 ・手作業と機械作業の併用 ・別表３　建築物以外の物に係る解体工事又は新築工事等　⊙外構　⊙工作物等） 工程ごとの作業内容及び解体方法 工　程 ／ 作業内容 ／ 分別・解体の方法 ⊙仮設 ／ ⊙有 ・無 ／ ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙土工 ／ ⊙有 ・無 ／ ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙基礎 ／ ⊙有 ・無 ／ ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙本体構造 ／ ⊙有 ・無 ／ ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙本体付属品 水道配管およびバルブ類 ／ ⊙有 ・無 ／ ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 ⊙その他（　ホース乾燥塔　） ／ ⊙有 ・無 ／ ・手作業 ⊙手作業と機械作業の併用 手作業・機械作業を併用する理由 建築設備の取り外し　（　　） 内装材料の取り外し　（　　） 屋根ふき材の取り外し（　　）

工事名称	特記仕様書１（解体工事）	設計	担当	一級建築士　登録　73286号	一級建築士事務所　箕　浦　設　計	図面番号
坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図		訂正	一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	箕　浦　眞　司	三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	B — 01

章	項目	特記事項
④ 建設廃棄物の処理	②再資源化等	[解4.4.1]

建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地
⊙コンクリート	・	・
コンクリート及び鉄から成る建設資材（PC板、ｺﾝｸﾘｰﾄ平板、ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品等）	・	・
⊙木材 ・木材(縮減)	・	・
アスファルトコンクリート	・	・
金属類	・	・
小型二次電池	・	・
・	・	・

建設廃棄物の種類	再資源化の有無	再資源化施設の名称等	所在地
⊙蛍光ランプ、ＨＩＤランプ	・再資源化する ⊙再資源化しない	・	・
・硬質塩化ビニル管・継手	・再資源化する ・再資源化しない	・	・
・硬質塩化ビニルﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管・継手	・再資源化する ・再資源化しない	・	・
・	・再資源化する ・再資源化しない	・	・

3 現場利用する再資源化された建設廃棄物 [解4.4.1]

種類	再利用する場所（箇所）等
・	・
・	・
・	・
・	・

4 産業廃棄物広域認定制度の活用 [解4.4.2]

種類	所在地等
・	・
・	・
・	・
・	・

5 最終処分する建設廃棄物 [解4.4.2]

種類	処理施設の名称等	所在地等
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

⑥処理に注意を要する建設廃棄物 [解4.5.1]

種類	処理施設の名称等	所在地等
ＣＣＡ処理木材	・	・
ひ素・カドミウム含有せっこうボード	・	・
⊙アスベスト含有成形版	・	・
・	・	・

⑦建設発生土の処理

・ 構外搬出適切処理 [標3.2.5]
⊙ 自由処分
・処分地指定　処分地（　　）
・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離　8Km
・全て原形復旧の為埋戻し、転圧するものとする。

詳細については監督職員と協議するものとする。

章	項目	特記事項
⑤ 特別管理産業廃棄物等の処理等	1 施工調査	[解5.1.3]

分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位又は箇所等	採取する数量
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

2 特別管理産業廃棄物の処分 [解5.4.1]

特別管理産業廃棄物の種類	処理施設の名称等	所在地等
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

3 ＰＣＢを含む機器類 [解5.4.3]

引渡しを要する機器類
・
・
注）照明器具安定器にＰＣＢが使用されている場合は、安定器を本体より分離して金属箱に収納し、表示を付して建物管理者に引き渡す（報告書共）こと。

4 ＰＣＢ含有シーリング材 [解5.4.4]

ＰＣＢ含有分析調査
・第一次判定
　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
　採取箇所数：計（　）箇所
　採取箇所：※図示（図面（　　）による）
・第二次判定
　専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。
　分析個数：計（　）箇所
撤去方法
・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）」による。
・
撤去範囲
※図示（図面（　　）による）・

5 特殊な建設副産物の回収及び処分 [解5.4.1]

回収又は処分を行う特殊な建設副産物の種類	対象機器名称	回収業者又は処分場の名称等	保管場所・処分場の所在地等
フロン	・	・	・
ハロン	・	・	・
ｲｵﾝ化式感知器	・	・	・
六ふっ化硫黄（ＳＦ６）ガス	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

章	項目	特記事項
⑥ アスベスト含有建材の除去等	①適用	[改9.1.1]

アスベスト含有建材の除去等については、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年度版）」「９章　環境配慮改修工事」「１節　アスベスト含有建材の処理工事」による。

②施工調査　分析によるアスベスト含有建材の調査　・行う　⊙行わない [改9.1.1]
分析方法
※JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。
・
分析方法結果については監督職員に報告すること。　（箇所あたり３試料）

材料名	定性分析(箇所数)	定量分析(箇所数)
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

採取箇所　※図示　・

3 アスベスト粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点 [改9.1.1]

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・計（　）点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・計（　）点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・計（　）点
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 ・計（　）点
・	測定５		処理作業室外(敷地境界)	・計（　）点
・	測定６	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	・計（　）点
・	測定７	処理作業後シート	処理作業室内	・計（　）点
・	測定８	撤去後１週間以降	調査対象室外部の付近	・計（　）点

測定方法

	測定３	測定1、2、4、6、7、8	測定５
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀ直径（mm）	２５	２５	４７
試料の吸引流量（L/min）	・１　・	・５　・	・10　・
試料の吸引時間（min）	・５　・	・120　・	・240　・

4 アスベスト含有吹付け材の除去 [改9.1.3]
・アスベスト含有吹付け材の除去
　除去対象範囲　※図示
　除去工法　※（9.1.3）(b)（i）～(iv)による　・
　除去したアスベスト含有吹付け材の処理
　　※密封処理
　　・セメント固化　除去したアスベスト含有吹付材の溶融固化
　　・無　・有り（場所：　　）

5 アスベスト含有保温材等の除去
除去対象範囲　※図示（図面（　　）による）[改9.1.4]
作業場の隔離　・行う

⑥アスベスト含有成形板の除去
除去対象範囲　⊙図示（図面（　仕上表　）による）[改9.1.5]

章	項目	特記事項
⑦ 共通事項		⊙除去工法　⊙作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。[改9.1.5] ⊙やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。 ⊙除去物については、粉塵の飛散防止に努め、特に破砕されたアスベスト含有成形版については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。
	⑦石綿作業主任者	⊙石綿障害予防規則　第19条に基づく、「石綿作業主任者」を選任すること。
	①完成時の提出書類	⊙完成図（施工図、施工計画書を除く） ・新規に作成　⊙既存完成図を修正 記載内容は監督職員と協議する。 完成図ＣＡＤデータ（ＣＤ－Ｒ） ・保全に関する資料 ・施工図 ・施工計画書 本工事に係る施工図及び施工計画書の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に委譲するものとする。 製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に変わるものとしてよい。 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	2 設計ＧＬ	※設計ＧＬ＝ＢＭ＋　　mm（現状地盤高は図示）
	③騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	4 設備工事との取り合い	本工事の施工範囲 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	⑤工事写真	工事写真の撮り方/建築、及び同/建築設備（建設大臣官房官庁営繕部監修）び従い撮影する。　提出部数　１　部
	⑥完成写真	撮影箇所数　※外観4面各室2面程度 本完成写真の著作者の権利は、発注者に委譲するものとする。 提出内容 ・電子データ　１部 画素：長辺で2880ＰＩＸ以上 記録方式：ＲＧＢ（フルカラー）、ＪＰＥＧ最高画質 記録媒体：ＣＤ－Ｒ（ＩＳＯ） ⊙カラープリント　キャビネ版（　１　）部 アルバム（大きさ335mm×290mm程度）　⊙無し　・有り
	⑦事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
	⑧養生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。
	9 消防提出書類	※消火器の設置届については、電気及び機械設備について設置届が不要な場合は、建築にて設置届を提出するものとする。 ※防火対象物使用開始届については書類作成（建築図面の用意及び建築に関する部分の記述）を行うこと。
	⑩ 主任技術者又は監理技術者の専用を要しない期間	⊙現場施工に着手するまでのの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 ⊙検査終了後の期間 検査完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

章	項目	特記事項
⑧ 仮設工事	①足場	[2.2.4] 足場を設ける場合、[2.2.4](b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」（厚生労働省　平成21年４月「手すり先行工法に関するガイドライン」について（別紙１））における２の（２）手すり据置方式、又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	②監督職員事務所	・設ける　⊙設けない [2.3.1] 規模(ｍ２程度)　・１０　・２０　※３５　・６５　・１００
	3 監督職員事務所の備品等	備品等の設置

種類	机・いす	書棚	黒板・白浜	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ﾛｯｶｰ
数量	足	着	個	個	個
種類	消火器	掃除具	請負者加入電話・FAX	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ	冷暖房機器
数量	個	個	台	台	台

章	項目	特記事項
⑧ 仮設工事	④仮設便所	構内既存の施設　⊙利用できない　・利用できる
	⑤工事用水	構内既存の施設　⊙利用できない　・利用できる（ ※有償　・無償 ）
	⑥工事電力	構内既存の施設　⊙利用できない　・利用できる（ ※有償　・無償 ）
⑨ その他	①その他	⊙建物付属物については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ⊙建物基礎については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ⊙設備機器については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ⊙備品・生活用品等については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ⊙埋設配管については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。 ⊙常時、交通整理のための誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。 ⊙上記各項目について、着手前に監督職員と協議し、承諾を受けること。 ⊙給水装置工事については、志摩市水道事業給水条例第８条に規定する者が行うこと。 ・排水設備等の新設等の工事については、志摩市下水道条例第６条に規定する者が行うこと。

工事名称	坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図	特記仕様書２（解体工事）	設計 / 訂正	担当 一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	一級建築士　登録　73286号 箕浦　眞司	一級建築士事務所　箕浦設計　三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	図面番号 B－02

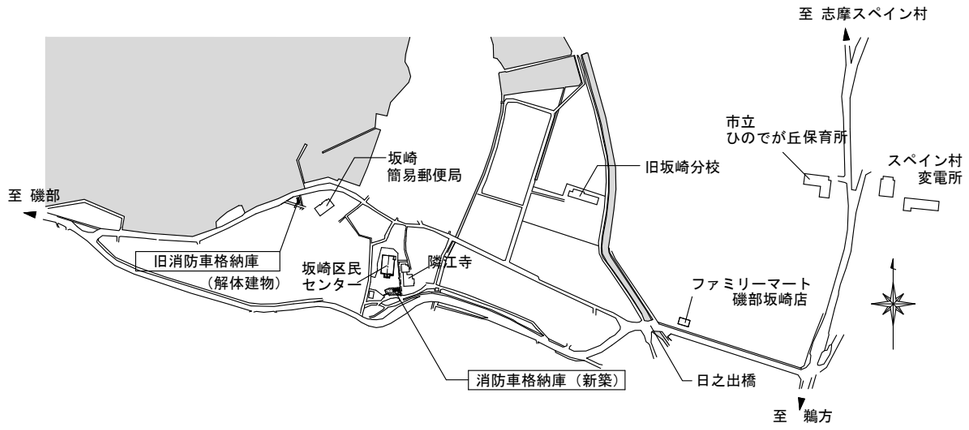

附近見取図 S=1/6000

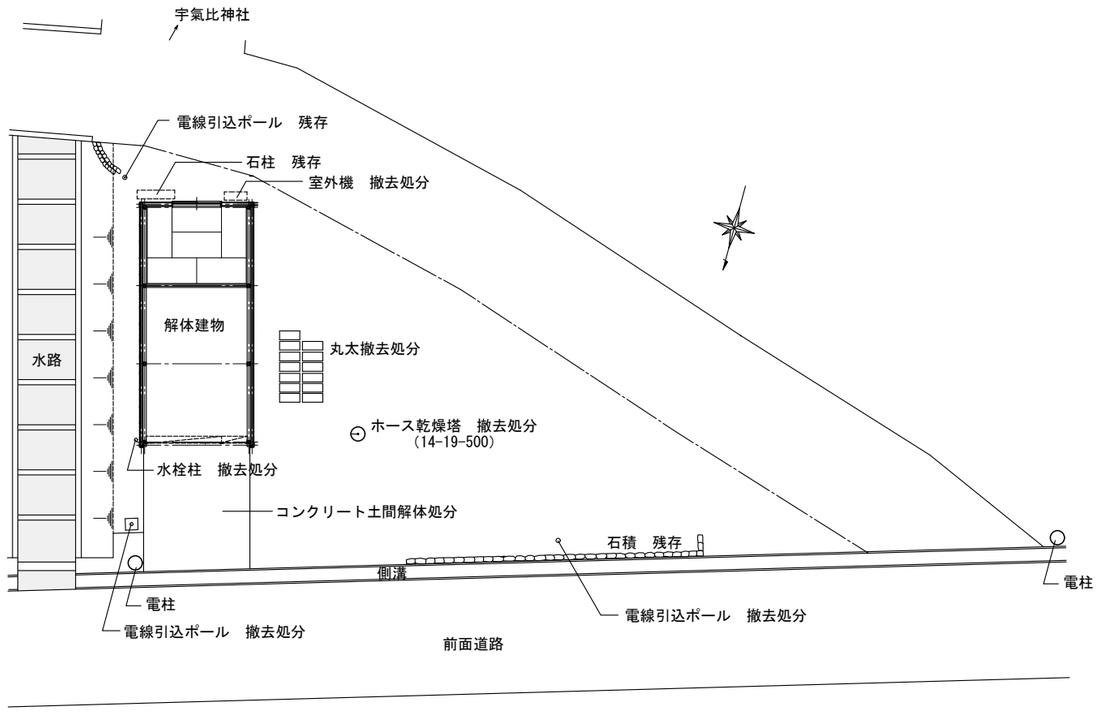

配 置 図（解体工事） S=1/150

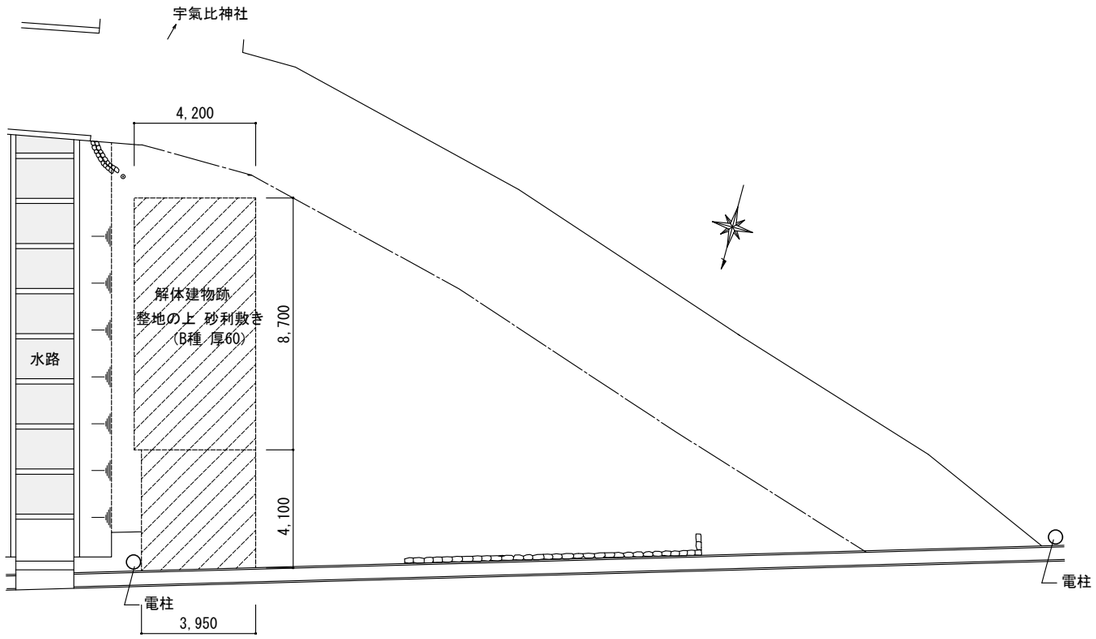

配 置 図（外構工事） S=1/150

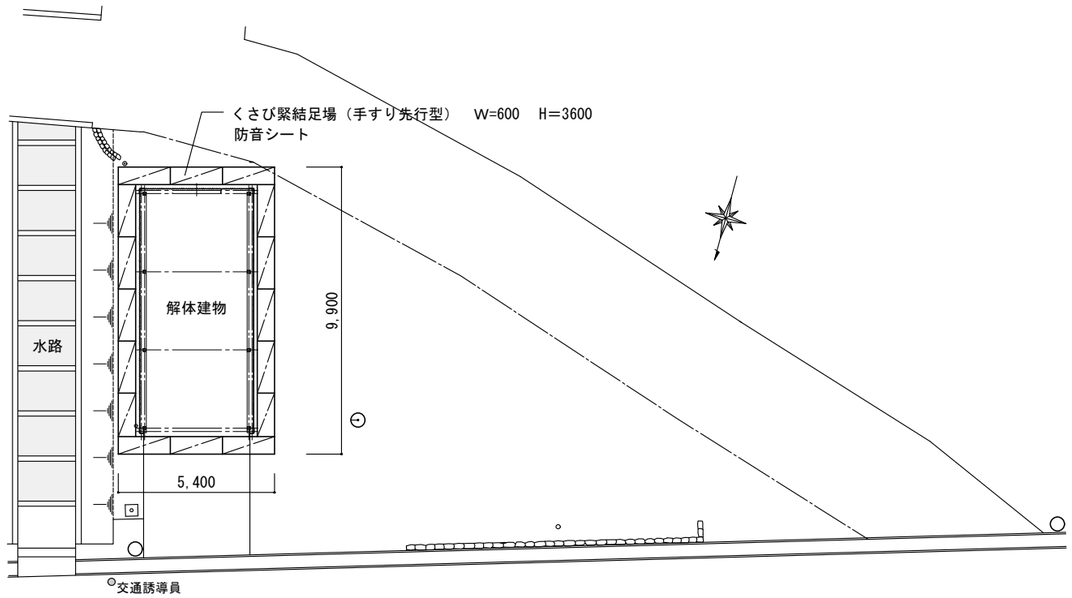

配 置 図（仮設計画） S=1/150　参考図

工事名称 坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図	配置図（解体工事）　配置図（外構工事） 配置図（仮設計画） A3 A2×70.7%縮小	設計 訂正	担当 一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	一級建築士　登録　73286号 箕　浦　眞　司	一級建築士事務所　箕　浦　設　計 三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	図面番号 B－03

外　部　仕　上　表

箇　　所	仕　上　概　要
屋　　根	大波スレート
外　　壁	小波スレート
基　　礎	コンクリートブロック　W120
開　口　部	軽量バランスシャッター（W2610-H2500,W890-H2500）　アルミサッシ（引違い窓　W1690-H1300）
アプローチ	コンクリート

内　部　仕　上　表

室　名	床	巾　木	腰	壁	天　　井	備　　考
消防車格納庫	コンクリート金コテ押え			小波スレート現し	大波スレート現し	
				プリント合板　壁下地		
控　室	タタミ敷き６帖（２段重ね）	タタミ寄せ		プリント合板	塩ビ合板	換気扇　エアコン
	床下地			壁下地	木製天井下地	

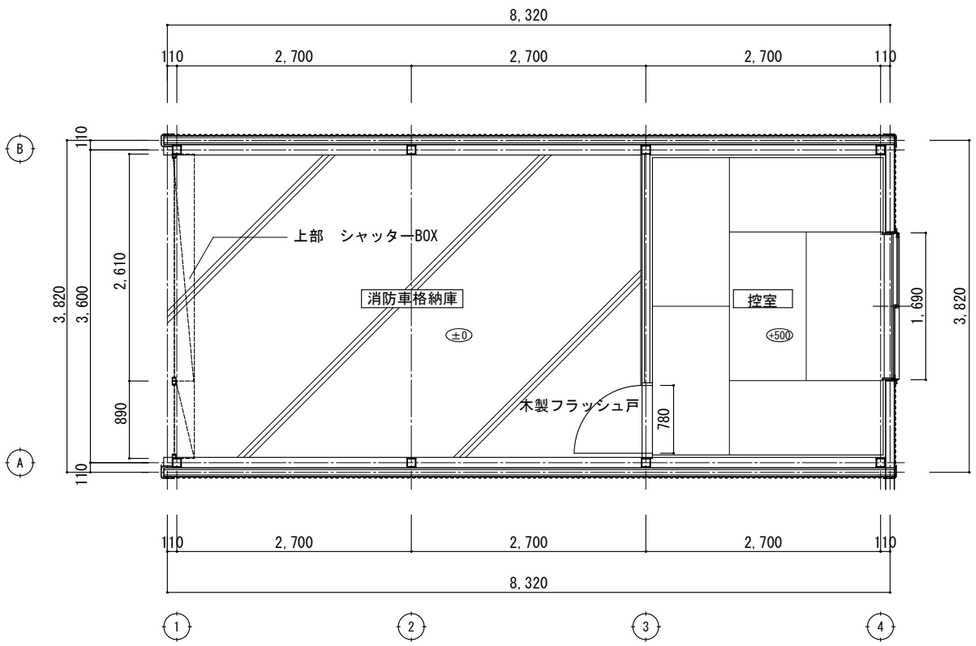

平 面 図　S=1/50

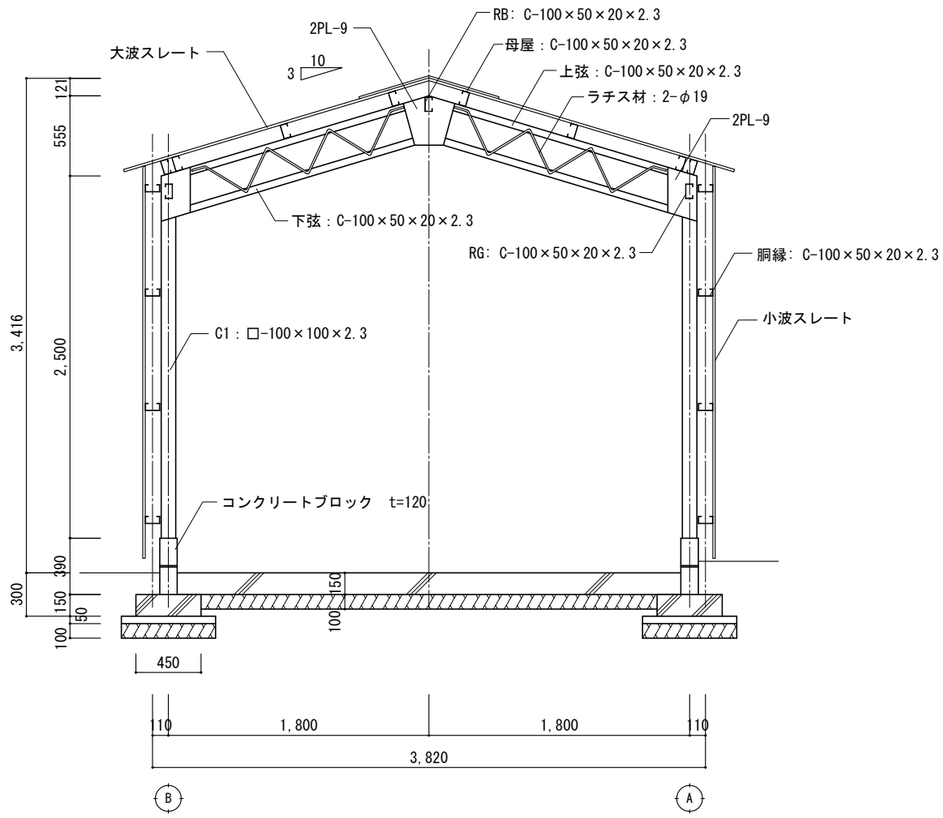

矩 計 図　S=1/30

工事名称	坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図	仕上表　平面図　矩計図　（解体建物）	設計	担当	一級建築士　登録　73286号	一級建築士事務所　箕　浦　設　計	図面番号
			訂正	一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	箕　浦　眞　司	三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	B－04
		A3 A2×70.7%縮小					

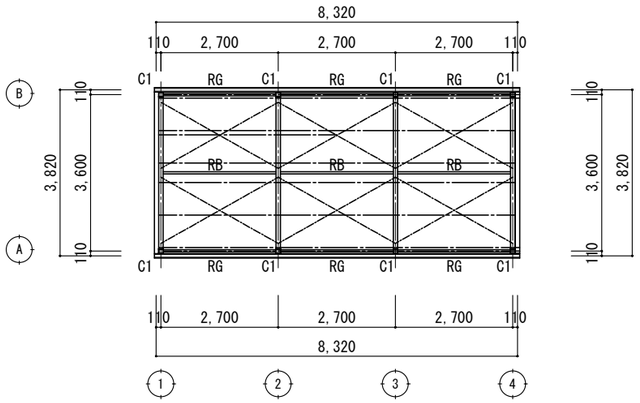

小屋伏図 S=1/100

C1	□-100×100×3.2
RG・RB	[-100×50×20×2.3
母屋・胴縁	[-100×50×20×2.3
ブレース	φ19
水平ブレース	φ19

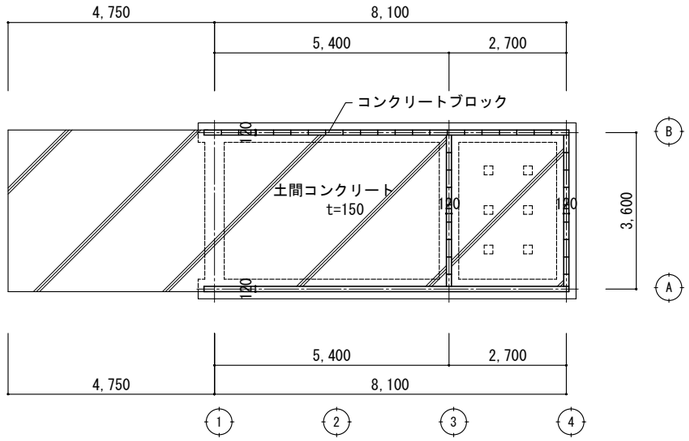

基礎伏図 S=1/100

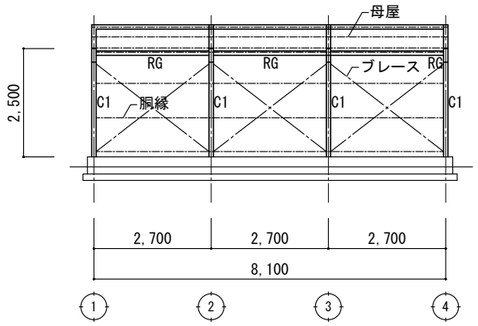

軸組図 S=1/100

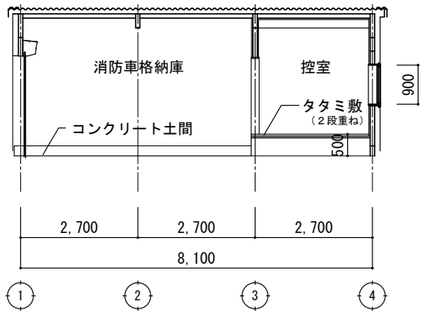

断面図 S=1/100

備品一覧（撤去処分）

備品一覧（撤去処分）							
	備品	単位	N（個数）	W（幅）	D（奥行）	H（高さ）	発生材
1	壁掛け時計	台	1	300	300	40	混載
2	ヤカン	台	1	φ200		180	混載
3	ストーブ	台	1	550	250	430	混載
4	ヘルメット	個	8				混載
5	座布団	式	1	550	550	350	混載
6	コタツ	台	1	900	900	30	混載
7	テレビラック	台	1	500	400	800	混載
8	扇風機	台	3	400	350	700	混載
9	蛍光灯40W	本	1				混載
10	換気扇	台	1	350	350	50	混載
11	タタミ	枚	12				タタミ
12	その他	式	1	2000	1000	1000	混載
13	（投光器・スチール箱等）						

家電類　一覧（撤去処分）							
	備品		単位	N（個数）	W（幅）	D（奥行）	H（高さ）
1	エアコン　室内機	コロナ　CSH-S220	台	1	780	300	150
2	エアコン　室外機	コロナ　COH-S220	台	1	780	280	530
3	冷蔵庫	KOIZUMI　KFR-0511	台	1	440	450	500
4	テレビ	SHARP　18C-RM2	台	1	470	400	430

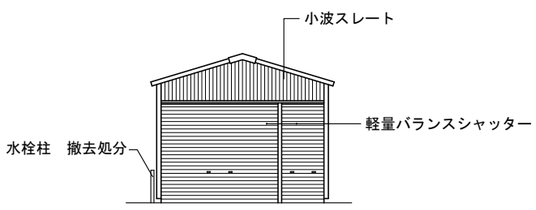

北立面図 S=1/100

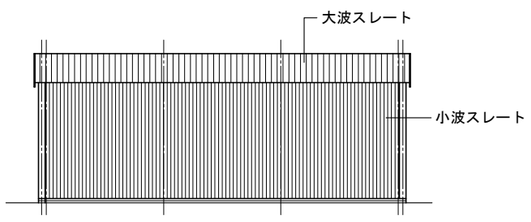

東立面図 S=1/100

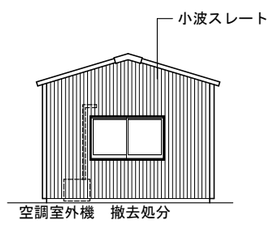

南立面図 S=1/100

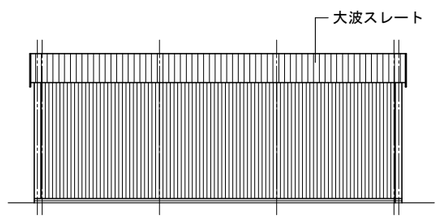

西立面図 S=1/100

工事名称 坂崎地区消防車格納庫等建設　工事設計図	立面図　断面図　軸組図　小屋伏図　基礎伏図 備品一覧（撤去処分） A3 A2×70.7%縮小	設計 訂正	担当 一級建築士　登録　343711号 箕浦　成図	一級建築士　登録　73286号 箕　浦　眞　司	一級建築士事務所　箕　浦　設　計 三重県志摩市阿児町鵜方　1229-6　電話　0599-43-0550	図面番号 B－05